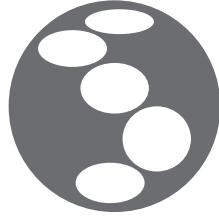


西海市教育振興基本計画



西海市教育委員会



西海市教育方針

西海市教育委員会は、協働の精神を基盤として、心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、豊かな自然や文化を愛し、生涯にわたり学び続けることができる教育の里づくりに努める。

目 次

<u>はじめに</u>	1
-------------	---

第1章 西海市の教育を取り巻く現状と課題

1. 今後予想される本市の動向	
（1）少子化の進展	3
（2）都市化の進展	3
（3）高齢化社会の進展	3
（4）市民の一体感の醸成	4
（5）教育施設の老朽化や耐震化の問題	4
（6）財政事情や組織機構からくる問題	4
2. 本市の教育を取り巻く現状と課題	
（1）学校教育について	5
（2）生涯学習について	6
（3）家庭・地域の教育力について	7
（4）望ましい教育環境について	7
（5）文化芸術やスポーツについて	8

第2章 西海市教育方針について

1. 西海市教育方針の改定について	10
2. 西海市教育方針及び解説	10

第3章 今後8年間に目指す重点政策

1. 基本的な考え方	
（1）「健康」をキーワードに、生涯を通じて学び続けることができる教育環境を実現する。	13
（2）「PDCAサイクル」を重視し、より実態に即し、かつ効果的な教育の実現を目指す。	14

2. 重点政策について

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現	1 5
(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進	1 5
(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上	1 5
(4) 安全・安心を確保する教育環境の構築	1 6
(5) 地域を支える文化・芸術、スポーツの振興	1 6

第4章 重点政策を実現するための施策

重点政策 1

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

1. 能力や個性を伸ばす教育の推進	1 9
(1) 学力の向上	
(2) 特別支援教育の充実	
(3) 特色ある学校づくりの推進	
(4) 小・中連携、中・高一貫教育の推進	
2. 豊かな心と規範意識の育成	2 4
(1) 道徳教育の充実	
(2) ふる里を学ぶ教育の推進	
(3) 読書活動の推進	
(4) 不登校等の子どもへの支援	
3. 健康で安全な学校生活の実現	2 8
(1) 健康・安全教育の推進	
(2) 学校体育の充実と体力の向上	
(3) 学校給食・食育の充実	
4. 教職員の資質の向上	3 1
(1) 教職員研修の充実	
(2) 校内研修の推進	
5. 幼児期の教育の振興	3 3

- (1) 幼・保・小連携の推進
- (2) 幼児教育の推進

重点政策 2

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

- 1. 学習環境の充実 3 7
 - (1) 図書館ネットワークの整備
 - (2) 図書サービスの向上
 - (3) 子どもの読書活動の充実
- 2. 公民館活動の活性化 4 1
 - (1) 校区公民館を核とした地域教育力の向上
 - (2) 公民館ネットワークの整備
 - (3) 公民館等を活用した学習拠点づくり
- 3. 人権・同和教育の推進 4 4
 - (1) 社会における人権教育の推進
 - (2) 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進

重点政策 3

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

- 1. 家庭の教育力の向上 4 9
 - (1) 保護者への子育て支援
 - (2) P T A活動の活性化
- 2. 学校・家庭・地域の協働 5 1
 - (1) 学校支援活動の推進
- 3. 青少年の健全育成 5 2
 - (1) 青少年関係団体の活性化
 - (2) 青少年の交流活動の推進
 - (3) 青少年を有害環境から守る取組の推進

重点政策 4

安全・安心を確保する教育環境の構築

- 1. 安全・安心を確保する教育環境の実現 5 7
 - (1) 教育施設の耐震化の推進
 - (2) 安全確保を図る地域ボランティアの育成
 - (3) 放課後の子どもたちの居場所づくり
- 2. 学校施設の質的改善 6 0
 - (1) 学校の適正配置の促進
 - (2) 学校屋外運動場の整備
 - (3) 学校の情報化の充実
 - (4) 学校施設の大規模改修

重点政策 5

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

- 1. 文化・芸術活動の推進 6 7
 - (1) 文化芸術と触れ合う機会の創出
 - (2) 文化団体の交流活動の促進
- 2. 文化財の保存・活用 6 9
 - (1) 文化財の公開・研究
 - (2) 文化財の保存・活用
 - (3) 地域伝統文化の継承
- 3. 活力あるスポーツの振興 7 2
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) スポーツ指導者の育成
 - (3) 競技力の向上
- 4. スポーツ環境の充実 7 5
 - (1) スポーツ施設の整備充実
 - (2) スポーツの推進体制づくり
 - (3) 国体の準備・開催

は じ め に

平成 18 年 12 月に公布・施行された「教育基本法」の第 17 条において、本市の責任によって「教育振興基本計画」を策定することとなりましたが、「教育の振興」に関する計画という性格上、地方公共団体の教育行政に中心的な役割を果たす教育委員会が、中核的な役割を担いつつ、市長部局と十分連携して、計画策定のための検討を進めることが求められています。

これまで本市の教育行政は、平成 18 年度に策定した「西海市総合計画」に則って進めてきております。具体的には、「生きがいと未来を創造する教育の里づくり」を基本方針に掲げ、「郷土を担う人材育成」「人とモノのネットワークづくり」「地域教育の再生」「子どもと向き合う家庭教育の充実」をキーワードに、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、地域間交流、芸術文化・歴史の 5 つの分野にわたる基本計画に基づく教育行政を推進してきました。

この「西海市総合計画」を基本としながら、改正教育基本法や新学習指導要領の趣旨に沿う内容を付加するとともに、学校施設の耐震化や学校の適正配置、長崎国体などの今日的教育課題について盛り込んだ「西海市教育振興基本計画」を平成 20 年度策定しました。

本教育振興基本計画の策定に当たっては、まず「西海市教育方針」の改定を行いましたが、ここでは、西海市の自然や文化そして教育風土を生かした教育の実現を目指し、「健康」と「協働」をキーワードとした教育方針としました。

教育方針の具現化については、5 つの重点政策を設定し、この重点政策を実現するために 17 の主要施策と 47 の主要事業を掲げておりますが、これは平成 21 年度を初年度とし平成 28 年度を最終年度とする 8 年間のアクションプランです。総合計画になかった新たな施策としては、教職員の資質の向上、生涯学習環境の充実、家庭の教育力の向上、安全・安心を確保する教育環境の実現等があります。

さらに平成 23 年度において、社会情勢の変化、事業の進捗状況などに応じるとともに、総合計画後期基本計画の策定に併せ、「西海市教育振興基本計画」の見直しを行いました。

具体的には、重点政策を実現するための施策のうち、「主な取組」、「目標とする指標」をそれぞれ「施策の方向性」、「成果指標」とに変更し、その内容を現下の教育課題に対応する内容に見直しました。

また、本振興基本計画においては、各事業の P D C A（計画－実行－検証－改善）サイクルを重視し、確かな実現を目指しました。

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第1章 西海市の教育を取り巻く現状と課題

1. 今後予想される本市の動向

(1) 少子化の進展

西海市が足した平成17年度の人口は、33,422人でしたが、少子化や若年層の流出等により年々減少の傾向にあります。平成22年度の年少人口（15歳未満）の割合は、11.9%（3,710人）でしたが、平成37年度には、9.0%まで低下することが予想されています。

この年少人口の減少により、「学校の小規模化」「子ども会などの子ども集団活動の不成立」「子どもが参画する地域行事の減少」などの問題が生じ始めております。

(2) 都市化の進展

これまで多くの市民は、本市の自然環境に沿い地域共同社会の取組を重視した生活を営んできました。この考え方や生活様式は、わずらわしい面もありますが扶助の精神をはぐくみ、このことが地域づくりや子育てのエネルギーとなってきました。

ところが、都市化や核家族化あるいは価値観の多様化等により、共同体意識が衰退の傾向にあり、その結果、住民同士の絆が希薄化し、地域づくりや教育の上に新たな問題が起こっております。最近では、隣の子どもの名前や顔さえ知らないという高齢者が増え、西海市が誇りとしてきた「他人の子も褒め叱る教育」が昔のこととなりつつあります。

このような地域社会の変化の中で、青少年の健全育成は勿論のこと、子どもの安全な登・下校や不登校などの問題に対処せざるを得ない状況にあります。

(3) 高齢化社会の進展

平成22年度の本市における高齢化人口（65歳以上）割合は、32.0%（9,965人）でしたが、平成37年度には40.7%（9,622人）まで上昇することが推計されております。

高齢化によって、福祉や医療をはじめとする諸問題が発生してきております。一方、教育分野においては、高齢化の進展という事実をチャンスとする観点も生まれてきます。例えば、小学校で実施している農業体験活動では、地域の高齢者が農業先生として子どもたちを指導しておりますし、低学年の登・下校時の見守りや声かけも高齢者が率先してやっております。

今後、団塊の世代の退職も念頭に置きながら、高齢者の豊かな経験や技術を教育の様々な分野で生かすことが求められます。

（４）市民の一体感の醸成

本市は、近隣５町が対等合併して誕生したまちです。

５つのそれぞれの町の教育委員会は、地域の実態に沿った特色ある教育行政を展開してきており、重点事業・予算規模・職員の配置等それぞれに異なっておりました。

そこで、西海市教育委員会は、旧５町の教育の成果や課題を踏まえ、そろえるべきものと違えることが望ましいものとの整理しながら、西海市としての方針や重点目標を設定し実践してきました。過去３カ年を振り返ってみると、公共的団体の統合、類似行事の精選、補助金や使用料の調整等はほぼ出来上がっております。反面、一体化の名の下に旧町の伝統的な芸能や文化活動等が衰退しているとの声も聞かれます。

今後、市民の一体感の醸成を図る政策と旧町が保存・継承してきた特色を生かす政策とをバランスよく進める必要があります。

（５）教育施設の老朽化や耐震化の問題

学校施設は、子どもが一日の大半を過ごす活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たしております。したがって、子どもや地域住民の安心・安全を確保する上で学校施設の環境整備は極めて重要です。

市立小・中学校施設の内、昭和５６年以前に建てられたもの、いわゆる耐震基準を満たしていない建物は、５５棟（７１．４％）あり、また老朽化も進んでおります。平成２２年４月現在、耐震化率は、８１．５％となっており、今後とも学校施設の耐震化を推進する必要があります。

また、新しい教育に対応するためには、高機能かつ多機能な施設環境を備えるとともに、地域との連携、防犯対策、バリアフリー化等に応える学校でなければなりません。

さらに、公民館や体育館も学校施設と同様に地域の防災拠点に指定されているところがあり、耐震化や老朽化に備える必要があります。

（６）財政事情や組織機構からの問題

本市においては、基幹産業である農・水産業の不振や国の三位一体改革等により、市の財政が厳しい状況にあります。その中で、医療や介護保険、上・下水道事業などへの繰出金は年々増加の傾向にあり、教育予算についても年々マイナスシーリングがかかっております。

組織機構については、簡素で効率的な行政運営が求められ、職員定数の適正化が図られております。教育委員会においては、旧５町に教育委員会の出先として３名体制の地区教育振興課を設置していましたが、定数削減にともない２名による班体制に縮小しました。

教育委員会は、人件費の抑制にともなう定数削減の中で、公民館活動の活性化や学校の適正配置、国体関係事業等の新たな課題への取組が求められており、さらなる事務の効率化や組織のスリム化が必要です。

2. 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 学校教育について

学校教育においては、人間尊重の精神を基本とし、平和や真理を求め、自ら学び続ける意欲や態度を養うとともに、社会の変化に柔軟に対応し新しい時代を主体に生きる心身ともに健康な人間の育成が求められています。本市においては、学習指導要領の基本理念である「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい体」、いわゆる「生きる力」の育成を中心課題として、これまで取り組んできました。

各学校は、本市の教育方針に基づき、家庭と連携しながら地域の実態を生かした特色ある教育活動を実施しておりますが、幼児教育などの課題も残っております。今後、それらの課題も含めて、望ましい教育環境の整備や教育活動への支援などを行う必要があります。

① 確かな学力

「全国学力調査」は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、「国語」と「算数・数学」を、「西海市基礎学力調査」は、小学校4・5年生と中学校1・2年生を対象に、「国語」と「算数・数学」を、さらには「長崎県基礎学力調査」は、中学校3年生を対象に「英語」を実施しています。

近年の結果については、基礎的な学力は概ね満足な状況でしたが、応用的な学力は努力を要するという結果でした。

学力の向上に当たっては、一人ひとりの子どもに目を向けた「分かる授業」を積み重ねることが重要です。そのためには、各教員の指導力を高める授業研究や研修を充実する必要があります。

また、家庭と連携しながら家庭における「学習習慣」を定着させることも重要な課題です。学力調査と同時に実施した学習状況調査によると、本市の子どもは、家庭学習の習慣が身についておらず、県平均に比べて学習時間が短いことがわかりました。平成22年6月に本市が実施した「西海市児童生徒質問紙調査」でも改善の傾向はあるものの、家庭学習時間が短く、テレビ視聴やゲームの時間が長いという実態が明らかになりました。

② 豊かな人間性

本市の子どもたちは、素直で他人の言うこともよく聞き、規範意識も高い傾向にあります。直近の「いじめ」「暴力行為」の調査結果を県平均と比べてみると、いじめの認知率は、県平均の3分の1であり、暴力行為は、小中学校ともに発生件数がゼロとなっております。

一方、子ども同士の切磋琢磨やコミュニケーション能力が乏しいという面が見られます。心の教育の上での課題は、「不登校」の問題です。平成22年度は、病気以外で年間30日以上欠席した子ども、いわゆる不登校児童及び生徒は、小学生・中学生合わせて6名となっており、これは県平均を下回り、全児童生徒の約0.3%にあたります。学校や関係者の努力により、減少の傾向にありますが、依然として大きな課題です。

③ たくましい体

本市の児童・生徒の場合、体格にはそれほど恵まれていないものの、体力は優れており、平成22年度に実施した体力テストによれば、走・跳・投能力や筋持久力、敏しょう性など、ほとんどの種目において県平均を上回っております。これは、学校体育はもちろんのこと、小学校における課外クラブや中学校の部活動の指導の成果であると考えております。

(2) 生涯学習について

本市発足以来、旧町において実施していた特色ある事業や講座を継続発展させるとともに、「公民館活動の活性化」を施策の中心にすえ、市民のニーズに応える生涯学習を進めてきました。しかし、余暇時間の増大や人々の価値観の多様化に伴い、生涯にわたる多様な学習への関心が高まるとともに、図書館をはじめとする社会教育施設の整備や活動内容のさらなる充実を求める声が聞かれるようになっております。また、地域力を高める上から、個人的な趣味・教養を充足させる生涯学習だけでなく、新しい「公共」を支える主体的な意識づくりとしての学習活動の促進も期待されております。

今後の生涯学習の展開に当たっては、地域づくり並びに子どもの教育の再生という観点から「公民館活動」を一層進展させる必要があります。また、市民の自分づくりという観点からライフステージに応じた「生涯学習講座」を用意することが求められております。

① 公民館活動

本市には、公立公民館は中央館が3つの町に3館、地区館が3つの町に8館、地域住民の自主運営による自治公民館は4つの町に71館あります。公立公民館と自治公民館では、予算や運営などの上で大きな違いがあり、統一した活動ができにくい現状にあります。

将来的に人口の減少と高齢化が予測される本市においては、人口・世帯数において適正な規模による公立公民館の設置が望まれます。この観点に立って、今後とも小学校区ごとに公立公民館を設置していくよう努めます。

② 生涯学習講座

公立公民館、自治公民館ともに旧町の伝統を生かし、それぞれ特色ある生涯学習講座を実施してきておりますが、市民から「好きな講座を好きな時間帯に受講したい」との声が挙がっております。

市民の意向に応えるためには、全市的かつ計画的な学習講座の開設とともに、適切な情報の提供を行う必要があります。さらに、学習成果を発表し合うなどして、受講者のネットワークづくりや自主学習グループの育成も大切です。

(3) 家庭・地域の教育力について

近年、少子化や都市化に伴い人間関係が希薄化したこと等により、家庭や地域の教育力が低下していると言われていますが、このことは本市においても例外ではありません。

教育基本法において、「家庭教育」並びに「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条文が新設されたことを重く受け止め、その具現化に努める必要があります。

① 家庭の教育力

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、本市においても核家族化や少子化等の影響を受け、家庭の教育力が低下の傾向にあります。

本市においては、学校・家庭・地域の三者による協働的教育づくりを目標に掲げ、PTA活動を中心に「家庭教育学級」を開催したり、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を展開したりしながら家庭教育の向上に努めてきました。

今後は、地域住民の知恵や協力を得ながら、さらなる家庭教育の充実が求められています。

② 地域の教育力

本市は、農業・漁業を中心として生活を営んできた地域であり、各地域には収穫を祝う祭りや神社の祭礼など年中行事があり、そのような催しを通して地域住民の心の絆が深く結びついておりました。また、子どもたちもそれらの催しに参加し、褒められたり叱られたりしながら生活習慣や社会規範を身に付けていました。このようにして、「地域の子どもは、地域で育てる」を合言葉に、青少年の健全育成に取り組んできた歴史があります。

ところが、最近では少子化や地域住民の価値観の多様化などもあって、地域の祭りや行事が廃止・縮小され、住民同士の人間関係が希薄化するとともに、子どもたちの社会体験の場が減少しております。

今後は、例えば公民館や子ども会などを拠点に、子どもを中心にすえた活動を通じて社会の変化に対応した地域の教育力の向上を図る必要があります。

(4) 望ましい教育環境について

中国四川大地震や東日本大震災における校舎の安全性や子どもたちが登下校時に巻き込まれる事件などの情報に接するたびに、安全で安心な教育環境の構築の重要性を再認識させられます。

その際、課題となるのが「教育施設の耐震化」「学校の適正規模化」そして、「登下校時の安全確保」の対策です。

① 学校施設の耐震化

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす教育の場であるとともに、災害発生時の緊急避難場所

もあり、安全・安心が確保されていなければなりません。

本市の小・中学校校舎及び体育館は、昭和 56 年以前に建築された建物で、耐震基準を満たしていないものが全体の約 7 割を占めています。

したがって、耐震化事業を計画的に推進するとともに、老朽校舎の改修に努め、安全・安心で快適な環境づくりが緊急の課題となります。

② 学校規模

子どもたちが、切磋琢磨しながら学習やスポーツに励むためには、望ましい学校規模が必要であると言われています。本市の学校規模は、平成 23 年度現在、小学校においては 17 校中 7 校が複式学級を有し、また、中学校においては、8 校中 5 校がクラス替えのできない過小規模校となっております。

この小規模化傾向は、今後ますます拡大することが予測されますので、学校の適正規模化を促進する必要があります。

③ 学校支援

子ども一人ひとりの資質・能力を最大限に引き出すためには、指導しやすい教育環境の構築が重要ですが、本市の場合、最適とはいえない現状にあります。特に、公用パソコンの配置、校内 LAN など ICT 環境の整備、新しい学習指導要領が求めている学校図書館の整備や理科教具・教材の充実などを推進する必要があります。

④ 登下校時の安全確保

本市のほとんどの小学校では、地域の老人会や婦人会等の団体や個人でスクールガードを結成し、子どもたちの安全な登下校を見守り、指導してくれています。また、県から指名されたスクールガードリーダーは、定期的に市内のパトロールを行っております。

今後とも、地域住民自らが自主的・自発的に子どもの居場所づくりに参画したり、防犯活動を行ったりする機運の醸成が求められます。

(5) 文化芸術やスポーツについて

市民が、心豊かで潤いのある生活を送るためには、多様な芸術文化に触れるとともに、地域の伝統芸能などを継承する心をはぐくむことが大切です。

また、「健康の里さいかい」を目標とする西海市民は、誰でも健康づくりや体力づくりにいそしみたいと願っております。そのためには、子どもから高齢者までがスポーツに親しめる環境の整備と豊富な活動メニューが求められています。

① 文化芸術

文化芸術の振興は、まちの活性化を図る上からもたいへん重要な課題です。本市は、地理的・規模的条件から高次の文化芸術に接する機会が少ないものの、特色ある有形・無形の文化財が保存・継承されています。また、市民団体の中には文化芸術活動に高い関心を持ち、平成 23 年度西海市文化協会の発足に代表されるように、自主活動をスタートした団体もあります。

今後は、地域に継承されている芸能の保存・活用を図り、後継者の育成を図る必要があります。同時に、新しい文化芸術を創造している若年及び熟年の団体への支援も大事なことです。

さらに、崎戸・西海・大瀬戸の 3 つの資料館を拠点として、本市の特色ある文化や歴史の教育的活用や情報発信が期待されます。

② スポーツ

本市は、「健康の里さいかい」を将来像に描いております。このためには、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現が求められています。現在、大瀬戸町に総合型地域スポーツクラブを設置しておりますが、さらに他町へ拡大する必要があります。

本市においては、小・中学生の九州大会・全国大会で活躍できる環境づくりと競技力の向上を図り、まちづくりの活力としたいものです。そのためには、スポーツ指導者の育成が課題となります。

第2章 西海市教育方針について

1. 西海市教育方針の策定について

平成18年12月に「教育基本法」が改正され、新たな条文も新設されました。また、これを受けて「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」など、いわゆる教育三法の一部改正も行われました。平成20年3月には、「新学習指導要領」の告示がなされました。

さらに、長崎県は新しい時代に向けた「長崎県教育方針」を改定するとともに、平成20年10月3日、「長崎県教育振興基本計画」を策定しました。

このような教育改革の中にあつて、本市も心身ともに健康な市民の育成を図るため、教育の指針となる「西海市教育方針」のあり方についての検討が必要になりました。

そこで、西海市の良き教育風土を基盤に置き、教育基本法や長崎県教育方針の新しい教育理念に沿う教育方針を新たに策定しました。

2. 西海市教育方針及び解説

西海市教育委員会は、^①協働の精神を基盤として、^②心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、^③豊かな自然や文化を愛し、^④生涯にわたり学び続けることができる^⑤教育の里づくりに努める。

【解説】

①「協働の精神」

本市においては、昔から「地域の子どもは地域で育てる」というよい教育風土を継承してきております。例えば、学校教育では、保護者、教職員、地域住民の三者が目標を共有するとともに、目標達成のためのそれぞれの役割を自覚し、連携しながら子どもの教育にあたってきました。

このように「協働の精神」とは、それぞれが目標を共有し、つながりあって活動に取り組む態度であると考えます。

②「心身ともに健康」

本市の教育の目的は、「心身ともに健康な市民の育成」です。これは、本市が目指している「健康の里さいかい」に基づくものです。

心身ともに健康な「市民像」は、ライフステージに応じて具体化することとしております。例えば、学校で学ぶ児童生徒の市民像は、「たくましい体と豊かな心をもち、確かな学力を身につけた児童生徒」ということになります。

③「豊かな自然や文化」

本市は豊かな自然に恵まれるとともに大陸に開かれた海を通じて、特色ある文化や歴史をはぐくんできました。この美しい山や田園、地域に継承されている芸能や行事などは、後世に伝えなければならぬ貴重な財産です。

今後とも、これらの自然や文化と共生しながら生きることが、郷土を誇りに思い、郷土を愛する市民の育成につながるものと考えます。

④「生涯にわたり学び続ける」

市民一人ひとりが、生きがいを持てくらすためには、生涯にわたり学び続けることが求められます。それは、個人的な趣味や教養を充足するということに止まらず、地域を支える主体者としての意識づくりにつながります。

誰もがいつでもどこでも学べる環境を整えることによって、市民一人ひとりが郷土に愛着と責任を持ってくれるものと期待しています。

⑤「教育の里」

本市は、自然や地理的条件のもとで「地域共同社会」として発展してきました。ここに住む里人は、共生や信頼を旨とする「心の絆」を最も大事に考えています。

本市の教育の振興にあたっては、里の精神である「絆」の再生・強化を図りたいとの願いを「教育の里」という文言に込めました。



西彼青年の家展望台からの眺望

第3章 今後8年間に目指す重点政策

1. 基本的な考え方

本市は平成18年度に「西海市総合計画」を策定し、諸施策の基本的な方向性や推進方策などを定めております。計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）までの10年間としております。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより必要に応じて5年後の平成23年度（2011年度）に見直しを行うこととなっており、その見直しに伴い後期基本計画を策定したところです。

第2章「西海市教育方針について」の項でも述べたとおり、教育分野については、平成19年度及び平成20年度の2年間において大きな教育改革がなされました。

そこで教育分野については、総合計画後期基本計画の策定を踏まえながら、現下の教育課題に対応した「西海市教育振興基本計画」とするため、その内容を見直すものです。

したがって、計画期間は総合計画に沿い、平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を最終年度とする8年間の計画です。

なお、教育分野での施策については、従来は、例えば「幼児教育」や「青少年教育」、「生涯学習」など個別のテーマに焦点を絞り、その分野の中での完結を目指す手法をとってきました。今回見直す「教育振興基本計画」では、これら個別のテーマを横断的に捉え直し、教育施策の総合的な推進を図ることにしました。

その際、取組の全般にわたり、以下の考え方を重視しています。

（1）「健康」をキーワードに、生涯を通じて学び続けることができる教育環境を実現する。

これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要となってきます。一人ひとりがより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければなりません。

個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことができる社会の実現を目指す必要があります。

本市においては、心身ともに「健康」で社会に寄与する市民の育成を究極の目的としています。

(2)「PDCAサイクル」を重視し、より実態に即し、かつ効果的な教育の実現を目指す。

また、これまで教育施策においては、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの実践が必ずしも十分機能していなかった側面がありました。今後は、施策・事業によって達成する成果（アウトカム）を指標とした評価方法を更に強化する必要があります。

そこで、今回の計画においては、各施策・事業を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的な教育の実現を目指すこととしました。

2. 重点政策について

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現

幼児教育から義務教育の期間は、個人が生涯を生きる基盤をつくる重要な時期です。新しい教育基本法においては、学校教育について、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと、その際、規律と学習意欲を重視することが規定されました。

また、新しい学習指導要領では、その理念を「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい体」など、いわゆる「生きる力」の育成に置いています。

本市は、これらの理念や目標を受け、学校教育の充実とともに、学校・家庭・地域の3者が協働して望ましい教育を実現したいと考えております。

この基本的な考え方に基づき、以下のような施策の実現を目指します。

- ① 能力や個性を伸ばす教育の推進
- ② 豊かな心と規範意識の育成
- ③ 健康で安全な学校生活の実現
- ④ 教職員の資質の向上
- ⑤ 幼児期の教育の振興

(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

生涯にわたり学び続けることは、人間がより良く生きる上で、また、「健康の里さいかい」を実現する上で欠かせないことです。

本市は、旧町の生涯学習活動を生かしながら公民館を拠点にして推進してきました。しかし、市域の拡大や関係職員の減少などがあって、必要な学習ができないとの声も聞こえてきます。

そこで、いつでも、どこでも、誰もが、必要に応じて自分に適した手段・方法を選んで自由に取り組む生涯学習環境の整備を図ります。

この基本的な考え方に基づき、以下のような施策の実現を目指します。

- ① 学習環境の充実
- ② 公民館活動の活性化
- ③ 人権・同和教育の推進

(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

本市においても都市化、核家族化、価値観の多様化などにより、家族や住民同士の絆が弱まり、家庭や地域の教育力が低下する傾向にあります。とは言え、「地域の子どもは、地域で育てる」という良き教育風土は、まだまだ息づいています。

本市の将来を担う青少年の健全育成と地域の活性化を図るために、伝統的な良き教育風土の再生が必要です。幸い、老人会や婦人会などが中心になって、ボランティア活動等に取り組む動きも出てきておりま

す。

そこで、以下の施策を通じて、良き教育風土の再生を目指します。

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 学校・家庭・地域の協働
- ③ 青少年の健全育成

（４）安全・安心を確保する教育環境の構築

未来に向かって成長する子どもたちに、安全で快適な学習や生活の場を提供することは、教育行政の責務です。

本市の学校施設は、耐震化・機能化の観点から整備が遅れており、早急かつ計画的に教育環境の整備に取り組む必要があります。また、子どものことを心配せずに親が働くためには、放課後や週末の子どもたちの居場所づくりも期待されています。そのために、以下の施策の実現を目指します。

- ① 安全・安心を確保する教育環境の実現
- ② 学校施設の質的改善

（５）地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

誰もが、健康で、心豊かに生きたいと願っております。そのためには、ライフステージに応じてスポーツを楽しんだり、文化芸術に触れたりすることが大切です。特に、「健康の里さいかい」を将来像に描く本市においては、心身ともに健康な市民の育成が求められています。

本市においては、旧町単位で様々な文化活動やスポーツ行事が展開されておりますが、誰でも、いつでも参加できる講座や催しが十分とはいえない状況にあります。また、本市民は、文化財や質の高い芸術等への関心が薄い傾向にあります。

そこで、以下の施策を掲げ、市民の体と心の健康づくりを目指します。

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② 文化財の保存・活用
- ③ 活力あるスポーツの振興
- ④ スポーツ環境の充実

【重点政策 1】

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

主要施策１ 能力や個性を伸ばす教育の推進	
１－１－１	学力の向上
１－１－２	特別支援教育の充実
１－１－３	特色ある学校づくりの推進
１－１－４	小・中連携、中・高一貫教育の推進

主要施策２ 豊かな心と規範意識の育成	
１－２－１	道徳教育の充実
１－２－２	ふる里を学ぶ教育の推進
１－２－３	読書活動の推進
１－２－４	不登校等の子どもへの支援

主要施策３ 健康で安全な学校生活の実現	
１－３－１	健康・安全教育の推進
１－３－２	学校体育の充実と体力の向上
１－３－３	学校給食・食育の充実

主要施策４ 教職員の資質の向上	
１－４－１	教職員研修の充実
１－４－２	校内研修の推進

主要施策５ 幼児期の教育の振興	
１－５－１	幼・保・小連携の推進
１－５－２	幼児教育の推進

1－1－1 学力の向上

(現状と課題)

本市では、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題について検証・改善を図ることを目的に、学力調査を実施しています。

「全国学力調査」では、小学校6年生と中学校3年生を対象に、「国語」と「算数・数学」を、「西海市基礎学力調査」では、小学校4・5年生と中学校1・2年生を対象に、「国語」と「算数・数学」を、さらには「長崎県基礎学力調査」では、中学校3年生を対象に「英語」を実施しています。

近年の結果については、基礎的な学力は概ね満足な状況でしたが、応用的な学力は努力を要するという結果でした。

調査の結果から見える課題として、国語、算数・数学、英語ともに、目的に応じて読んだり書いたりするといった言葉の力や、基礎的な学力を応用したり活用したりする力に課題がありました。

生活習慣や学習環境については、小・中学校ともに、ほとんどの項目において国や県の結果より優れていましたが、家庭学習時間が確保できていない等の項目で劣る点がありました。

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、知識・技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力等の能力を育成する授業への転換が求められています。そのためには、各学校の校内研修を一層充実させ、教師の授業力の向上と、学校としての組織力の向上を図る必要があります。また、学力の向上のためには、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育を充実させていくことが必要です。さらに、家庭との連携を図りながら学習習慣を確立することも求められています。

(施策の方向性)

●学習指導要領に基づく学力観での授業づくり 「確かな学力」を身に付けるためには、学習指導要領に基づく学力観に対応した授業改善・学校改善が必要です。市教育委員会は、各学校の学力向上を支援するために、「西海市学力向上プラン」を作成し、それに基づいた施策を確実に実行していきます。	学校教育課
●キャリア教育の推進 将来の生き方を視野に、「夢・あこがれ・志」をもった子どもを育てるために、計画的・体系的な進路指導や職業体験等に取り組みます。	学校教育課
●家庭との連携による家庭学習の充実 各学校は家庭と連携し、児童生徒の家庭学習の充実を図ります。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
研究授業実施者の割合	81.4%	100%	継続

市学力調査の正答率	期待正答率と 同等	期待正答率と 同等以上	継続
「夢・あこがれ・志」モデルカリキュラムを参考に にした授業の実施率	—	80%	100%
1 日あたり家庭学習時間	小学校低学年 53 分 小学校高学年 85 分 中学生 79 分	60 分 90 分 100 分	継続 継続 120 分



大島大橋

1－1－2 特別支援教育の充実

(現状と課題)

平成14年度の文部科学省の調査によると、通常学級に在籍している発達障がいの子どもの割合は、6.3%といわれています。

本市においても通常学級に支援や配慮を要する児童・生徒が多数在籍しており、学校によっては一つの学級に複数の要支援児童生徒が在籍していたりするので、細やかな支援や配慮が必要です。

そこで本市では、全小・中学校に特別支援教育コーディネーターの指名を求め、支援体制づくりに励んでもらっています。また、市単独で特別支援教育補助員を採用し、必要な学校へ配置しています。さらに、近隣市町の専門機関と連携をとり、相談や検査等ができるように体制を整えてきています。これらの取組を今後も継続・発展させることで、特別支援教育のさらなる充実を図っていきます。

(施策の方向性)

●指導の充実と支援体制の確立 特別支援学級に在籍している障がいのある子どもたちに対しては、通常学級との交流を実施するなどして指導を充実させます。また、通常学級に在籍している発達障がい等の子どもたちへの支援の充実のために、教職員を対象にした研修会を通して支援体制を確立します。	学校教育課
●特別支援教育補助員の配置 市独自での特別支援教育補助員の採用を行い、支援や配慮を必要とする児童・生徒のいる学校へ配置し、適切な教育活動が実施できるよう推進します。	学校教育課
●相談体制の充実 きめ細かな就学相談を継続し、障がいのある幼児・児童・生徒の適正な就学及び教育のあり方について相談・指導を行うために、専門家を招聘した就学相談を実施するなど、適正な就学指導を推進します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
特別支援教育研修会の受講者数	82 人	90 人	100 人
特別支援教育補助員の配置数	16 人	17 人	18 人
他市町の専門機関の活用回数	10 回	13 回	15 回

1－1－3 特色ある学校づくりの推進

（現状と課題）

今、日本の社会は、国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など、大きな変化の中にあります。

そのような状況の中をたくましく生きていく人材を育てるためには、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かし、その能力を十分に伸ばすことが求められています。

一人一人の個性を生かす教育を行うためには、各学校が、児童生徒や西海市の地域の実態等を十分に踏まえ、家庭や地域と一層連携しながら、創意工夫を生かした「特色ある学校づくり」を展開していく必要があります。

（施策の方向性）

●勤労・食育・協働・環境教育の推進 西海市の地域性を生かして、小学校の農業体験活動や水産体験活動を通じて、勤労・食育・協働・環境教育等の理解と実践ができるよう努めます。	学校教育課
●「地区学校評価委員」の活動の活性化 特色ある学校づくりのために、地域住民や保護者、教職員が学校の評価者となる「地区学校評価委員」の活動の活性化を図ります。	学校教育課

（成果指標）

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
地域産業を生かした体験学習の実施率	100%	継続	継続
地区学校評価委員の学校訪問出席率	47%	60%	70%

1－1－4 小・中連携、中・高一貫教育の推進

(現状と課題)

今日、急激な環境変化に対応できないで不登校等に陥る、いわゆる中1ギャップが問題となっていますが、本市においても同様な傾向が見られます。その解消のためには、小学校・中学校がスムーズな接続となるように、互いの教職員が情報交換や授業交流等を行う必要があります。また、児童・生徒数の減少に伴い、本市においては西海地区、大崎地区及び大瀬戸地区に係る学校適正配置実施計画が策定されました。

今後、学校の統廃合が行われる小学校・中学校及び高等学校が連携しながら、確かな学力を育成したり、スポーツや芸術の資質を伸ばしたりすることが求められています。

(施策の方向性)

●小・中連携教育の推進 小・中連携教育を円滑に導入するための環境整備として、小学校適正配置（学校統合）実施計画を推進します。	教育総務課 学校教育課
●中学校適正配置の推進と中高一貫教育導入の研究 中・高一貫教育を導入するため、大崎地区中学校適正配置（学校統合）実施計画を推進すると共に、県教育委員会と連携し、中高一貫教育の実践研究を推進します。	教育総務課 学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小・中連携教育導入地区数	0 地区	1 地区	継続
中・高一貫教育導入地区数	0 地区	1 地区	継続

1－2－1 道徳教育の充実

(現状と課題)

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、同時に、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成するための重要なものです。

このため、児童生徒一人ひとりに豊かな心を育て、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を育成するための指導の充実を図る必要があります。その指導の要となるのは、「道徳の時間」です。各学校においては週1時間「道徳の時間」の確保がなされていますが、授業の質の向上を図っていくことが求められます。

また、道徳教育は、全教育活動の中で行われることになっております。特に、本市においては、特別活動を中心とした豊かな体験活動を通して道徳的实践力を身に付けさせることが重要です。

(施策の方向性)

●道徳教育の充実 週1時間、確実に「道徳の時間」が実施され、その指導内容が充実したものになるよう校内研究会等を通して指導します。	学校教育課
●宿泊合宿など道徳教育の場の充実 小学校の宿泊学習や通学合宿、中学校では職場体験学習やボランティア活動などを、道徳性を高めるための体験活動の場として、年間計画への位置づけを推進します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
「道徳の時間」の研究授業を実施している学校の割合	71%	100%	継続

1－2－2 ふる里を学ぶ教育の推進

(現状と課題)

教育基本法では、教育の目標の1つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と示されています。

本市においては、社会科学習の副教材として、小学校において『わたしたちの西海市』を、中学校においては『I♡西海』を作成して郷土を学ぶ学習を進めています。

さらに、市内小学全6年生を対象に、ふるさと西海市を学ぶ「西海学」を展開しています。西海市の各町には豊かな自然があり、誇れる歴史があり、生き生きと暮らす人々の姿があります。それらに実際に触れ、感じることで西海市を愛する子どもたちをはぐくむことを目的としています。

(施策の方向性)

●社会科学習のための副教材の充実 小学校、中学校においても、社会科学習に役立つように作成した副教材を定期的に見直しながら最新の情報や画像を掲載するとともに、内容の充実を図ります。	学校教育課
●「西海学」の実施 小学校6年生において、「西海学」を全小学校が実施できるように計画するとともに、教職員が「西海学」を学ぶ教職員研修会を実施します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
地域を学ぶ副教材の作成	—	2年ごとに改訂し、小学校3年生・中学校1年生に配付	継続
小学校6年生を対象にした「西海学」の実施率	100%	継続	継続
「西海学」教職員研修会の実施回数	1回	継続	2回

1－2－3 読書活動の推進

(現状と課題)

読書を通して、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり、高めたりします。そして、感性を磨き、豊かな情操をはぐくみ、心豊かな人間として成長していきます。しかし、テレビ、ゲーム、インターネット等の普及により、児童・生徒の生活環境が大きく変化したことが、子どもたちの読書習慣づくりに好ましくない影響を及ぼしていることも指摘されています。そこで、平成20年3月に策定した「西海市子ども読書活動推進計画」に沿い、読書活動の一層の充実を図ってきました。

本市の小6の1日の読書時間は、30分未満が61.7%、30分～1時間が22.9%、1時間以上が15.5%、中3の1日の読書時間は、30分未満が68.1%、30分～1時間が19.3%、1時間以上が12.6%という調査結果が出ており、県、全国より若干好ましい状況です。

また、不読者率も同様に県、全国に比べると少ない傾向にあります。

今後も、子どもの読書を推進する環境を整備していくことが求められます。



図書館運営補助員の活動

(施策の方向性)

●蔵書率や図書貸出数の増加 蔵書率を充足させるとともに、計画的な廃棄、購入を行い、児童生徒の興味・関心を高め、読書や学習に役立つ図書を増やすことで、図書室利用者数や貸出数の増加を図ります。	学校教育課 教育総務課
●学校図書館司書等の配置による読書活動の充実 学校図書館司書、あるいは図書館支援員(仮称)を各地区の拠点校に配置し、地区内の小・中学校と連携して、図書システムの円滑な運用や読書活動のより一層の充実を図ります。	学校教育課 教育総務課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小・中学校における1ヶ月の1人当たり図書貸出数	小 4.2冊 中 1.6冊	小 4.5冊 中 2.0冊	小 5.0冊 中 3.0冊
「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成の割合	小 88.8% 中 77.9%	小 100% 中 100%	小 継続 中 継続
学校図書館司書等の配置(小・中学校)	4人	5人	6人

1－2－4 不登校等の子どもへの支援

(現状と課題)

市内の小中学校における不登校児童生徒(病気以外で30日以上欠席がある者)は、平成22年度において、小学生は0、中学生が6人(0.66%)で、減少の傾向にあります。不登校の原因は、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭における問題、本人に関わる問題等、様々です。

各学校においては、児童生徒の心の健康状態の把握に努め、学校をあげて組織的に不登校対策に取り組んでいます。また、不登校以外にも、様々な問題を抱えた児童生徒に対して、教育委員会は県や関係機関等と連携して教育相談体制の整備に努めてきました。

しかし、依然として不登校等の問題を抱えた児童生徒は存在しており、本人や保護者への教育相談とともに、進級・進学を目指した学習の支援も求められています。

(施策の方向性)

●「心の教室」相談員の配置・育成 中学生が、悩みやストレスを解消するための手助けをする「心の教室」相談員を中学校に配置します。また、定期的に「心の教室」相談員の研修や情報交換会を開催して、生徒への対応の仕方や保護者、教職員等との連携の方法について学ぶ機会をつくります。	学校教育課
●スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実 スクールカウンセラーは小、中学校の児童・生徒や保護者、教職員への相談業務や助言を行うとともに、「心の教室」相談員や教職員との連携を行うことで、より充実した相談体制をつくっていきます。	学校教育課
●「適応指導教室」の充実 西彼地区、大崎地区に開設している「適応指導教室」の充実を図るとともに、指導員についても2名の配置を検討します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小・中学校における不登校児童・生徒数	児童0人 生徒6人	児童0人 生徒0人	児童0人 生徒0人

1－3－1 健康・安全教育の推進

(現状と課題)

健康教育の目的は、児童生徒に健康の保持増進に必要な判断力や実践力を身に付けさせることです。

各学校では、日常の健康観察等を通して児童生徒の健康の把握に努めるとともに、基本的生活習慣の定着に向けた保健指導を推進しています。

安全教育の目的は、学校生活や家庭生活において、事故を起こさない・事故に遭わないために必要な知識と判断力を身につけさせることです。

学校における安全教育の取組としては、避難訓練や交通指導、学校施設の安全点検などがあります。

さらに、近年では、地震や津波などの自然災害への対策や登下校時の安全確保、不審者対策も大きな課題であり、各学校の実態に応じた積極的な取組が実施されています。

(施策の方向性)

●健康教育について ・「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、基本的生活習慣の定着に努めます。 ・はみがきの習慣化に取り組むとともに、市の保健部局等と連携したう歯予防のための取組を支援します。	学校教育課
●安全教育について ・学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署等の関係機関と連携した安全教育に努めます。 ・PTAや地域の協力を得ながら、登下校時の安全確保や不審者対策に努めます。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	児童 92.0% 生徒 92.4%	児童 95% 生徒 95%	児童 100% 生徒 100%
う歯罹患者の割合	児童 17.3% 生徒 48.1%	児童 16.0% 生徒 45.0%	児童 15.0% 生徒 40.0%
避難訓練の実施率	100%	継続	継続

1－3－2 学校体育の充実と体力の向上

(現状と課題)

本市の児童生徒は、体力テストのほとんどの種目において県平均を上回っており、体力は優れていると言えます。これは、体育の時間の充実や部活動・課外クラブ等を通じて培われたものと考えます。

今後とも、運動に親しむ児童生徒の育成が求められます。学習指導要領の改訂による中学校保健体育の武道必修化を契機として、武道をはじめとする様々な運動領域において、指導者の指導技術の向上を図る必要があります。

(施策の方向性)

●教職員の資質の向上 研修、研究の機会として、西海市独自に学校体育指導者講習会を企画し、教職員の資質の向上に努めていきます。	学校教育課
●外部指導者の招聘 市の体育協会やスポーツ推進委員と連携して地域人材を活用し、小学校の課外クラブや中学校の部活動の指導者の確保に努めます。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
西海市独自の学校体育指導者講習会の開催	2回	3回	継続
中学校の部活動における外部指導者の割合	55.2%	57.0%	60.0%



学校体育指導者講習会

1－3－3 学校給食・食育の充実

(現状と課題)

近年、食の安全について深刻な問題が発生する中、本市では豊富な農水産物に恵まれ、学校給食において西海市産の安全な食材が確保されております。その食材使用割合も、平成19年の62.8%から平成20年度は66.5%、さらに平成21年度は63.0%、平成22年度は74.6%（米の使用率を含む）と着実に成果をあげております。これからも生産者の顔が見える食材の仕入れや農薬の使用状況が把握できる地域性を生かし、安全な地場産物の使用を継続する必要があります。学習指導要領では、小学校の生活科や家庭科等、中学校の家庭科や保健体育科等の授業を通じた食育の指導が求められております。

そのために、これまでに組織されていた栄養教諭や栄養職員を中心とした食育推進体制の強化が課題となります。

また、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準を踏まえ、随時施設の点検に努め、設備の整備、改善、更新等の措置を講じるとともに、今後は学校規模に応じた給食施設の適正規模化について検討を行っていく必要があります。



学校給食、食育の充実

(施策の方向性)

●安全な食材の確保 西海市産の農水産物の使用をさらに推進し、安全な食材の確保に努めます。	学校教育課
●食育の推進 学校において、全職員で食育を推進するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした授業を積極的に実施します。	学校教育課
●施設、設備の充実 施設の点検、実態把握を行い、設備の充実に努めます。	学校教育課
●学校給食施設の適正規模化 各小中学校の児童、生徒数や学校数を踏まえ、学校給食施設の適正規模化を検討します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
西海市産の農水産物の使用率	74.6%	70%	継続
栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業回数（年間における所属校及び関連校での授業の回数）	1回	30回	継続
学校給食施設の大規模改修施工箇所（累計）	1箇所	2箇所	2箇所
学校給食共同調理場の適正規模化計画	未策定	計画策定	適正規模化

1－4－1 教職員研修の充実

(現状と課題)

国や県は、教職員の資質向上のために、これまでもすべての教職員が豊かな人間性と確かな指導力を身に付けるための研修会を積極的に実施してきました。

市としても独自に各種研修会等を実施していますが、今後も充実していく必要があります。各種研修会には、担当者が定期的に集まる研修会と自主性を尊重する選択制の研修会との2種類があります。定期研修会は既に定着しており、今後はさらに、内容の充実を図ります。選択制の研修会は、夏季研修として実施しており、教職員自らの特性や興味関心に合わせて選び、参加する研修です。

今後は、授業に生きる研修メニューを工夫するとともに、「教育研究会」と連携した授業研究を中心とした研修会のあり方が課題です。

(施策の方向性)

●自主研修の充実 自主的に研究テーマを持って取り組む研修や、自らの興味・関心に沿った選択研修等を夏季休業中を中心に実施します。	学校教育課
●授業研究会等の充実 教育研究会と連携をとりながら、授業研究会等を充実させます。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
選択制の教職員研修の実施回数	4回	継続	継続
教育研究会と連携した授業研究会等の回数	2回	3回	継続

1－4－2 校内研修の推進

(現状と課題)

学校における校内研修の充実、子どもたちへの指導のあり方の研究というだけでなく、教職員の資質向上にも大きな役割を果たしています。学習指導要領が改訂され、今後、新しい教育課程に基づいた実践を進めていくうえでは、教職員の研修の意義はますます高まります。

したがって、各学校での校内研修の実施に対して、指導主事がどのように応えていくかが課題となります。また、これまで実施してきた研究指定のあり方を見直す必要があります。

そのために、時代の要請に合わせた内容や西海市の特色を生かした内容を指定して研究を深めることが求められます。

(施策の方向性)

●校内研修の充実 各校で取り組まれている校内研修を充実させることこそ、教職員の資質向上の最大の鍵であるといえます。そこで、指導主事の派遣により校内研修の指導や支援を行い、すべての教職員が年に1回は研究授業を行うよう求めています。	学校教育課
●研究の支援と研究成果の発信 社会の要請や西海市の課題に応じた研究に取り組む学校を指定し、研究の推進を支援し、全市的にその研究成果を広めます。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
校内研修への指導主事派遣実施回数	44 回	40 回	継続

1－5－1 幼・保・小連携の推進

(現状と課題)

近年、幼児教育から小学校教育への円滑な移行のために、幼稚園や保育所(園)等と小学校とのより一層の連携が重視されています。子どもの発達状況を理解し、それぞれの発達課題を明確にして個別の支援が適切に行えるように、地域の子どもたちに関わる保育士と、幼稚園、小学校の教諭や保護者が教育目標や子育て課題を共有することが大切です。

今後、国では「幼稚園教育要領」と「保育所指針」を統合して、「こども指針(仮称)」が策定される予定です。これは、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障しようというもので、小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保も図ることになっています。

これらの動きを見ながら、幼稚園・保育所(園)・認定子ども園と小学校とが、幼児教育から小学校教育への移行期に配慮した教育活動の工夫の例示を行うなど、有効な連携、接続を図るための支援を行います。

(施策の方向性)

●幼稚園・保育園・認定子ども園と小学校との連携推進 幼稚園・保育所(園)・認定子ども園から小学校への移行期に、子どもが生活の変化に順調に適應できるように、各小学校区内の保育士、幼稚園教諭と、小学校の教諭との情報交換や連携を推進します。	学校教育課 福祉課
--	----------------------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
幼・保・小の教職員間の交流の実施	78.6%	90%	100%

1－5－2 幼児教育の推進

(現状と課題)

それぞれの幼稚園や保育所（園）では、主体性に基づく教育・保育方針のもとに、指導法の研究や地域の自然、歴史・文化などの資源を生かした特色ある教育や保育活動が行われています。

その一方で、本市でも、保護者の就労の有無により入園する施設が限定されてしまうことや、少子化の影響により、子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいなどの課題が指摘されています。

本市においては、各幼稚園が特色ある教育活動を行っていくことに対する支援を行うとともに、幼稚園に就園させる保護者の経済的負担軽減を行って就園を奨励することにより、幼児教育の場の安定的確保と、各幼稚園が地域の幼児教育の拠点として、子育て支援活動を推進していくよう援助をしています。

一方、国では、このような社会環境の変化を受け、幼稚園と保育所（園）の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるよう、平成18年から「認定子ども園」の制度が始まりました。

現在、国は「子ども・子育て新システム」の基本制度（案）要綱を検討しており、幼稚園・保育所・認定子ども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づく「総合こども園」（仮称）への一本化の方向が示されています。

今後、本市においても、このような国の新システムへの動きを注視しながら、「認定子ども園」の設立を検討するなど、各地区における幼児教育の拠点の確保に努めます。

(施策の方向性)

●私立幼稚園に対する支援と保護者への補助 西海市に住民登録している方で、2人以上の幼児を就園させている場合、2人目以降の保育料無料や預かり保育料の補助を行うなど、幼稚園に幼児を通わせている保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の拠点となる私立幼稚園に対する支援を行うことで、幼児教育の推進を図ります。	学校教育課
●認定子ども園の開設に向けての支援 小学校就学前の教育の場の確保と幼児教育推進のために福祉課と連携して、幼稚園や保育所（園）への支援や助言を行うとともに、「認定子ども園」の開設に向けても連携して支援していきます。	学校教育課 福祉課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
認定こども園の設立数	1園	継続	2園

【重点政策 2】

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

主要施策1 学習環境の充実	
2-1-1	図書館ネットワークの整備
2-1-2	図書サービスの向上
2-1-3	子どもの読書活動の充実

主要施策2 公民館活動の活性化	
2-2-1	校区公民館を核とした地域教育力の向上
2-2-2	公民館ネットワークの整備
2-2-3	公民館等を活用した学習拠点づくり

主要施策3 人権・同和教育の推進	
2-3-1	社会における人権教育の推進
2-3-2	学校における人権・同和教育及び平和教育の推進

2-1-1 図書館ネットワークの整備

(現状と課題)

西海市では、図書館が2館（西彼、大島）と、歴史民俗資料館に併設された図書室が2館（西海、大瀬戸）、公民館図書室が1館（崎戸）設置されています。

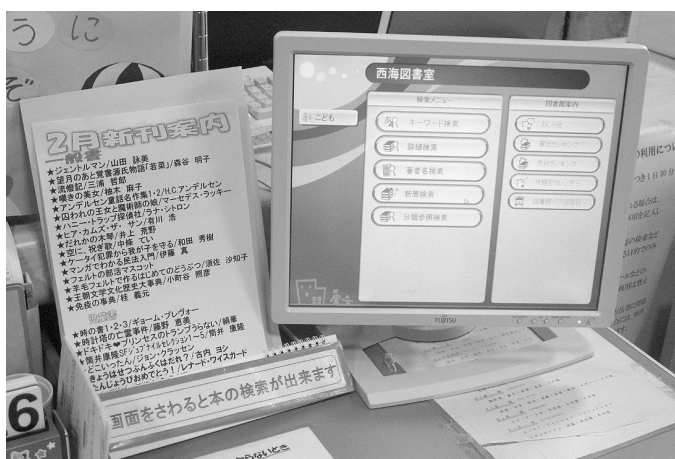
本市は広域で離島を抱える地理的環境にあり、市民が図書館や図書室を日常的に利用できる環境にありません。そこで、必要に応じて気軽に図書館や図書室を利用できる環境を充実させることが求められています。

(施策の方向性)

●図書システム運用の充実 図書システムの周知を徹底し、学校図書システムと連携を図りながら充実したシステム運用を行います。	社会教育課
●クロスネットによるサービスの充実 県立図書館を中心としたクロスネットを活用し、西海市内の図書館（室）に蔵書がない場合にも即座に対応できるようサービスを充実させます。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
図書館システムの導入	5館（室）	継続	継続
長崎図書クロスネットへの検索サービス	5館（室）	継続	継続
学校図書システムとの連携	0%	100%	継続



図書館ネットワーク

2－1－2 図書サービスの向上

(現状と課題)

本市の図書館・図書室は、市民の利用に応えるだけの図書、視聴覚資料の収集が十分なされているとは言えない実態にあります。一方、市民からは蔵書のリクエスト等^{*}はありますが、レファレンスの活用はあまりなく、その機能が充分活用されているとは言えない状況にあります。

そこでまずは、各種講座でアンケートを実施し情報の共有を図りながら蔵書の幅広い収集に努め、質の高い蔵書構成の維持を図る必要があります。特に高齢者については、読書を楽しんでもらうために、様々な読書法を提供することが重要です。また、職員の更なる資質向上に努め、レファレンス機能の充実や、地域の学習拠点としての図書館の機能を高め、住民の学習活動に対応することが求められています。

(※「レファレンス」とは、図書館等で利用者の請求により書物や資料を検索したり、必要な情報を提供するサービスのことをいう。)

(施策の方向性)

●蔵書の充実 市内図書館（室）の蔵書を市内全域で活用できる環境を整備するため、廃棄規程を整備し、開架蔵書・閉架蔵書の精査を常に行なうとともに、幅広い資料を収集するため蔵書の充実に努めます。	社会教育課
●レファレンス機能の充実 住民の多種多様化、高度化したニーズに柔軟に対応できるよう、各種研修の充実に努め、各図書館（室）それぞれに特色のあるレファレンス機能の充実に努めます。	社会教育課
●図書ボランティアの推進 図書ボランティアの養成講座を実施し、精通したボランティア人口の増加を図るとともに、図書ボランティアが活躍できる場を提供します。	社会教育課
●図書館等の適正な維持管理 市民が利用しやすく親しまれる読書空間づくりを目指し、図書館等の適正な維持管理に努めます。	社会教育課
●高齢者の読書法 高齢者大学等により、図書館職員の読み語りを実施し、ニーズにあった大型文字の図書の購入に努めます。また、公民館活動において、高齢者の読書教室の開催も計画します。	社会教育課
●図書館等の適正な維持管理 市民が利用しやすく親しまれる読書空間づくりを目指し、図書館等の適正な維持管理に努めます。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
図書ボランティアの数	11 名	15 人	20 名

図書館利用者数（年間）	44,095 人	46,000 人	48,000 人
貸し出し図書数（年間）（総数）	80,007 冊	83,000 冊	87,000 冊



ブックスタート

2-1-3 子どもの読書活動の充実

(現状と課題)

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市では、平成20年3月に「西海市子ども読書活動推進計画」が策定されました。平成20年度から24年度の5年間で「家庭読書の推進」「子どもの読書活動」「図書ボランティア」の3つの目標に積極的に取り組むよう計画していますが、平成25年度以降は新たに読書調査を実施し、現状にあった子どもの読書活動計画を策定実行させる必要があります。

さらに、子どもの読書活動を充実するためには、市内各小中学校や幼稚園・保育所と連携をとりながら団体貸出の拡充や移動図書を実施するなど子どもの読書環境の整備・充実を行い、保護者に対して積極的に読書活動を推進するよう啓発を行うとともに、図書ボランティアの支援を行っていく必要があります。

(施策の方向性)

●乳幼児の読書活動の推進 乳児健診時に絵本を通しての親子のコミュニケーションの大切さを伝えるブックスタートを実施します。また、3歳6ヶ月健診では子どもには図書ボランティアを活用した読み語り体験を、保護者の方へは家庭読書の意義や読み語りの大切さを伝えていきます。 さらに本に親しむきっかけとして、各図書館や図書室でおはなし会（おたのしみ会）の実施や「子ども読書週間等」に合わせて子ども向けのイベントを実施し、図書館へ足を運ぶ機会を増やします。	社会教育課
--	--------------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
乳児健診時のブックスタート実施率	86%	88%	91%
子どもの読書活動計画の実施	100%	継続	継続

2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上

(現状と課題)

本市においては、西彼地区、西海地区、大島地区では旧町の中央館として公立の公民館または公民館類似施設がそれぞれの町に1館設置され、地区公民館活動は自治公民館がその中心部分を担っています。崎戸地区には公立の中央館が1館と公立の地区公民館が3館設置されており、大瀬戸地区では公立の地区公民館が4館設置され、さらにそれぞれの地区に自治公民館があります。

公立公民館と自治公民館では市の予算の執行方法や運営の仕方に違いがあり、全市的に統一した公立公民館の整備が求められています。

そのためには、地域住民が主体的で活動を行う自治公民館の活動の活性化とともに、住民が身近である小学校区を単位とした校区公民館の設置が急務となっています。



公民館講座

(施策の方向性)

●校区公民館の設置促進 地域コミュニティの活性化を図るため、住民が身近である小学校区を単位とした校区公民館の設置を促進します。	社会教育課
●地域に応じた運営審議会の設置 校区公民館に、多くの世代、団体、関係機関が企画運営に参画できるよう、それぞれの地域に応じた運営審議会の設置を促進します。	社会教育課
●自治公民館の支援 身近な学習機関である自治公民館に「モデル的な取組に対しての財政的支援」「相談に応じた出前講座などの学習機会の提供」「各種企画運営への職員派遣」の支援を行います。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
校区公民館の整備数	8 館	14 館	17 館
モデル公民館活動実践館数	7 館	10 館	15 館

2-2-2 公民館ネットワークの整備

(現状と課題)

本市の公民館組織は、公立公民館が主体となっている地域と自治公民館が中心となっている地域に区分されます。地域の各世代に根ざした公民館活動を展開するためには、公立・自治にかかわらず公民館活動を担う役員の研修並びに活動経験の交流ができる場が必要です。

そのためには、館長・主事・書記をはじめとする市内公民館役員のつながりを強化するため、連絡会議等を開催し、公民館活動に関わる者のネットワークを強化します。またこの連絡会議等を活用しながら、研修会の開催や先進的な事例を紹介するための広報誌の発行など、役員の資質向上のための活動を進めることが望まれます。



公民館活動の事例発表

(施策の方向性)

●役職員の育成とネットワーク強化 自治・公立公民館役職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する役職員の育成を目指します。さらに各公民館のネットワーク強化のため公民館連絡会議を開催します。	社会教育課
●情報発信の充実 情報誌やインターネットサイトなどを利用し、相互の取組や先進的事例を定期的に紹介する情報の発信に努めます。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
公民館職員等の年間研修機会回数	4回	継続	継続
公民館情報誌の年間発行回数	3回	継続	継続
公民館連絡会議の開催	0回	5回	12回

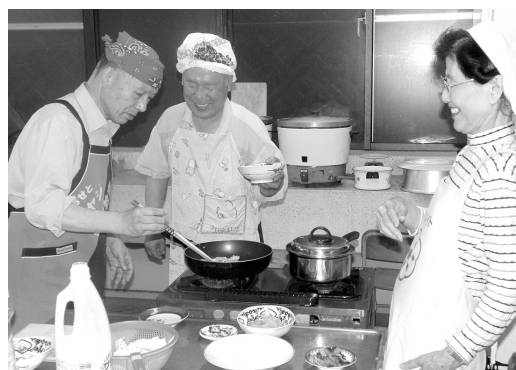
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり

(現状と課題)

本市では、地理的に集落が分散しているため、全市的に多数の住民が一箇所に集うことが難しい状況にありますが、地域の公民館を学習拠点として仲間づくりや地域づくりを推進してきた歴史があります。最近、高齢化や価値観の多様化に伴い、公民館活動が停滞の傾向にありますが、小規模であってもそれぞれの地域の特色を生かした講座や地域課題に基づく講座を積極的に取り入れ、住民の主体的な学習活動が展開できるよう公民館の機能を強化することが求められています。

そのためには、公民館活動において各団体が地域づくりに参画できるよう、公民館の人的・物的環境づくりの支援が必要です。

特に、地域活動の中心を担うべき青年層から壮年、実年層の学習機会を設け、活発な活動を実現することは、少子高齢化が著しい本市にとっては急務の課題と考えます。



公民館等を活用した学習拠点づくり

(施策の方向性)

●公民館における生涯学習活動の支援 市民の主体的な生涯学習活動や様々な団体の連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化に取り組みます。	社会教育課
●公民館の適正な維持管理 老朽化した施設の計画的な維持補修など、公民館の適正な維持管理に努めます。	社会教育課
●学習機会の充実 地域の特色を生かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めます。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
生涯学習講座への参加者数	5,500 人	6,000 人	7,000 人
公民館利用者数	83,200 人	84,000 人	87,000 人

2-3-1 社会における人権教育の推進

(現状と課題)

人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成する全ての人々であり、一人ひとりが人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、それが態度や行動に現れるようにする必要があります。これまでも人権同和研修会を中心として人権に関する教育・啓発活動に取り組んできましたが、さらに深化が求められます。

そのためには、人権教育を推進する人材を育成するとともに、学校はもとより地域や団体等が一体となって、取り組む組織づくりが必要です。本市においては、平成20年度に「西海市人権教育実行委員会」(平成21年度より『西海市人権のつどい実行委員会』に名称変更)が発足しましたので、この組織を核にして人材育成と活動計画づくりを進めます。



西海市人権の集い

(施策の方向性)

●人権教育の推進体制づくり 関係部局と連携した組織づくりを進め、公民館講座や人権・同和研修会を通じて、地域における人権・同和教育の推進役の育成・支援に努めます。	社会教育課 安全安心課
●人権相談体制の充実 人権相談所の強化を図るなど、人権相談体制の充実に努めます。	社会教育課 安全安心課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者数	306 名	400 名	500 名
人権・同和教育の指導者登録人員	3 名	10 名	15 名

2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進

(現状と課題)

本市の小中学校における人権教育は、12月の人権週間の指導や全教育課程を通じて実施しております。また、平和教育は、8月9日の平和祈念の日を中心に様々な学習や活動を行っています。各学校は、このような人権・平和学習の目標として、「いじめのない、安心して過ごせる学校づくり」を掲げ努力しています。子どもたちにとって、このような学校づくりを進めることは大変重要です。

本市内においては、平成22年度において、「いじめ」に関しては小学校3、中学校2件の報告がっております。今後とも、いじめ等はどこの学校にも起こりうる、との危機意識をもって、児童生徒の理解に努め、人権意識を育てる教育を推進します。



人権・同和教育の事例発表

(施策の方向性)

●いじめのない、安心して過ごせる学校づくり 人権学習や児童生徒の理解に関する校内の取組を支援し、いじめが起きない学校づくりを推進します。	学校教育課
●人権・平和教育の推進 人権集会や平和集会に向けての公開授業や学校行事、また、被爆体験講話、映写会、被爆地及び戦争に関わる平和教育推進地についての学習等を積極的に進めるとともに、人権・平和に関わる図書を整備や充実に努めます。	学校教育課
●男女参画協働社会形成に向けた教育の推進 各学校においては、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての教育の充実に努め、男女共同参画社会の形成に向けた教育を推進します。	学校教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	3件	0件	0件
中学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	2件	0件	0件

【重点政策 3】

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

主要施策１ 家庭の教育力の向上	
３－１－１	保護者への子育て支援
３－１－２	P T A活動の活性化

主要施策２ 学校・家庭・地域の協働	
３－２－１	学校支援活動の推進

主要施策３ 青少年の健全育成	
３－３－１	青少年関係団体の活性化
３－３－２	青少年の交流活動の推進
３－３－３	青少年を有害環境から守る取組の推進

3-1-1 保護者への子育て支援

(現状と課題)

近年、核家族化や情報化、価値観の多様化により、地域社会や人間関係の希薄化等を生み出し、家庭や地域における幼児の子育て環境も変化してきております。その結果、子育てについて気軽に相談できる相手が少なくなり、子育てに負担を感じている親、子どもへの接し方が分からない親が増加し、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力が低下していると指摘されています。

そこで、保護者が家庭教育のあり方について学ぶ機会をつくるとともに、必要な情報の提供を行い、保護者を支援します。また、幼児期における子育て支援について、保健福祉関係部局と連携しながら、幼稚園、保育所を学習拠点とした学習機会を設けることが求められています。

(施策の方向性)

●保護者への支援 家庭教育の指導者である親が学べる講座を実施します。	社会教育課
●幼児期の家庭教育の支援 保護者が主体となって実施する家庭教育学級を、幼稚園や保育所で実施できるよう支援します。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
親が学べる講座の開催数	19 回	23 回	25 回
幼稚園・保育所での家庭教育学級の開催数	2 回	7 回	10 回

3-1-2 PTA活動の活性化

(現状と課題)

本市においても、共働き世帯の増加などによりPTA活動に参加する親が減少したり、PTA活動そのものに無関心な親が増加したりする傾向にあります。その結果、親と教師が互いに協力して健やかな子どもを育てるという本来のPTA活動への意識の希薄化と組織のあり方が課題となっております。

(施策の方向性)

●PTA活動の支援 西海市PTA連合会会員研修会や上部団体が開催するPTA研究大会への参加を支援し、組織のあり方や役員の役割などについて研修を深めます。 また、小・中学校適正配置事業により、合併するPTA組織運営がスムーズに行くよう会員相互の連携を図り、広報活動に努めます。	社会教育課
●PTA組織の育成 PTAが主催する家庭教育学級を支援し、PTA組織の育成を図ります。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
PTA研究大会、研修会等の開催	3回	継続	継続



PTA活動の活性化

3－2－1 学校支援活動の推進

(現状と課題)

本市は、過去4年間「協働による教育の里づくり」を目標に掲げ、学校・家庭・地域社会の3者が、それぞれの役割を自覚して、責任を果たす教育を推進してきました。

このためには、まず学校を地域に開き、学校が抱える問題や状況などを地域住民に理解してもらい、地域の教育力を学校に取り込むことが重要であり、その方法として「学校支援会議」を推進してきました。同時に、学校は教育資源としての人材や施設を保有しており、これらを地域に提供することも推奨してきました。

この取組は、一定の成果を収めつつあり、今後は各地域の様々な活動と連携しながらさらに発展させる必要があります。

(施策の方向性)

●学校支援会議の充実 市内全小中学校に設置されている学校支援会議の更なる機能充実を図ります。	社会教育課 学校教育課
--	----------------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
「学校支援会議」の設置率	100%	継続	継続



学校支援会議

3-3-1 青少年関係団体の活性化

(現状と課題)

子どもたちを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、地域の教育力の充実が求められています。市内には 青少年健全育成協議会、子ども会育成連絡協議会等の団体があり、「地域の子どもは地域で育てる」との考えのもと、青少年の健全育成を図ることを目的に活動しています。

しかし、各団体においては協議・調整の労力が脆弱で、自主的な活動が困難であり、若いリーダーの育成を図ることが喫緊の課題です。

今後は会員自らが活動の内容や今後の方針等を十分に協議し、市内各種青少年団体の連絡提携を図り、青少年活動の健全な発展に寄与することに努めます。

(施策の方向性)

●青少年活動の支援 団体、協議会との情報を共有し、青少年の健全育成のため、協働による事業を推進し、若いリーダーの育成を目指します。	社会教育課
●モデル事業の推進 青少年健全育成活動を推進するため、市内の市民団体が行う活動の支援を行います。	学校教育課 社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
青少年育成を対象にした事業開催件数	2回	継続	継続
青少年健全育成モデル事業開催件数	2回	継続	継続



青少年健全育成大会

3－3－2 青少年の交流活動の推進

(現状と課題)

かつて子どもたちは、地域における「遊び」や「集団活動」を通じて、異年齢交流を行い、自立心や規範意識を体得してきました。

近年、科学技術の進歩と核家族化の進展に伴い、テレビゲームに代表される一人遊びの時間が増加傾向にあり、異年齢交流のなかで培われてきた社会性を身に付ける機会の減少が課題となっています。また、子どもたちを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、地域の教育力の充実が求められています。

本市においては、公民館活動や子ども会活動のなかで、大人と子どもの交流や子ども同士の交流の場を設定していましたが、さらなる計画的な交流の場づくりが求められています。

(施策の方向性)

●交流機会の提供 「西海っ子ドキドキ探検隊」をはじめとする体験活動や公民館講座などを通じて、地域や学校、学年の枠を超えた交流の機会を提供します。	社会教育課 学校教育課
●他市町との交流活動の推進 他市町との交流活動を推進するとともに、交流のあり方についての検討を行います。	学校教育課 社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
青少年を対象にした体験・交流事業開催件数	3回	5回	継続
他市町の子どもたちとの交流活動	1回	2回	継続



西海っ子ドキドキ探検隊

3－3－3 青少年を有害環境から守る取組の推進

(現状と課題)

情報社会に伴うインターネットや携帯電話の普及など、子どもが有害情報にさらされる状況が発生し、「出会い系サイト」等をきっかけとした事件の被害者となる案件が表面化しています。

このため、子どもにとって有害な社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図るための取組が課題となっています。

本市においては、青少年を有害環境から守る取組として、有害図書類販売店舗等への立入調査と白ポストによる有害図書類・がん具等を回収する事業とを継続します。

なお、携帯電話やインターネットの利用に関する保護者への啓発活動は大きな課題となっています。

(施策の方向性)

●有害情報対策の推進 有害図書類等販売店舗等への立入調査や情報メディアの利用法に関する学習会等の開催により、家庭や地域が一体となった青少年健全育成に取り組みます。	社会教育課
---	-------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
有害図書類等販売店舗等への立入調査への協力者数	15 名	継続	継続
情報メディアの適切な利用法を啓発する学習会の開催	5 回	7 回	継続



有害図書の立入調査

【重点政策 4】

安全・安心を確保する教育環境の構築

主要施策1 安全・安心を確保する教育環境の実現	
4-1-1	教育施設の耐震化の推進
4-1-2	安全確保を図る地域ボランティアの育成
4-1-3	放課後の子どもたちの居場所づくり

主要施策2 学校施設の質的改善	
4-2-1	学校の適正配置の促進
4-2-2	学校屋外運動場の整備
4-2-3	学校の情報化の充実
4-2-4	学校施設の大規模改修

4－1－1 教育施設の耐震化の推進

(現状と課題)

小・中学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、安全・安心で快適な施設の整備が求められることはもとより、大規模な地震にも倒壊する恐れがない耐震性の確保が求められています。また、小・中学校は地域の防災拠点施設として指定されていることも多く、この面からも耐震性の確保は重要です。

本市における学校施設耐震化の状況は、耐震診断実施率は平成 20 年度末で 100.0%ですが、耐震化率は平成 22 年度末で 81.5%となっていますので、今後とも、昭和 56 年以前に建築された全ての校舎及び体育館について、耐震 2 次診断結果に基づき、緊急性の高い建物から計画的に耐震補強・改築工事を実施することが課題となっています。

(施策の方向性)

●耐震化の推進

小・中学校適正配置の進捗状況を勘案しながら、緊急性の高い建物から計画的に耐震補強・改築工事を実施していきます。

教育総務課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小中学校の耐震化率	81.5%	96.9%	100%



学校施設の耐震化

4－1－2 安全確保を図る地域ボランティアの育成

(現状と課題)

全国的に学校や通学路における子どもに関わる事件・事故が発生していますが、本市においても、子どもが下校途中に不審者に声をかけられたり、写真を撮られたりする等の事件が起こっています。

このような現状を踏まえ、子どもたちが安心して学校や地域での生活が送れるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

そのため、学校、家庭、地域が連携しながら、地域社会全体で子どもを見守り育てる取組が求められます。

また、子どもたち自らが危険を予測し、回避する能力を身に付けるための実践的な安全教育も重要です。

(施策の方向性)

●地域ぐるみの安全確保対策 地域ぐるみの学校安全体制充実のため、地域の協力の下、各小学校区に「スクールガード」の組織をつくり、子どもの登下校を見守る運動を推進します。また、下校時等の安全確保を図るため、集団登下校や地域住民や保護者による取り組みを推進するとともに、防犯ブザーなどの防犯器具の普及を図ります。	学校教育課
---	-------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
「スクールガード」を設置している小学校の割合	87.5%	100%	継続

4－1－3 放課後の子どもたちの居場所づくり

(現状と課題)

本市においても、核家族化や両親共働き世帯が増加しており、子どものことを心配せずに親が働くための安全・安心な子どもの居場所づくりが必要です。

いくつかの地域では、放課後児童クラブ（学童クラブ）をその受け皿として活用してきましたが、未設置地区の解消や放課後児童クラブの運営上の課題解決等もあります。

今後は、子どもの安全で健やかな居場所づくりのため、福祉部局と連携をとり、一体的な放課後対策のあり方や推進体制の充実を図ります。

(施策の方向性)

●放課後児童クラブの充実 放課後等、子どもたちが安全で健やかに過ごせるよう、生涯学習ボランティア等に登録された人材の情報提供や派遣を行い、放課後児童クラブの充実に努めます。	社会教育課 福祉課
--	--------------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
放課後児童クラブへの各種登録ボランティアの派遣	0 人	12 人	24 人

4－2－1 学校の適正配置の促進

(現状と課題)

本市における小・中学校の規模は、平成20年5月1日現在、小学校の41.2%、中学校の25.0%が複式学級のある過小規模校で、残りの小学校の58.8%、中学校の75.0%については、文部科学省の基準による適正規模以下の小規模校となっており、子どもたちにとって望ましい教育環境かどうかを検証する必要に迫られていました。

このため西海市長から、西海市学校適正配置基本計画策定委員会に「小・中学校の適正規模及び適正配置」について諮問が行われ、平成20年8月に委員会より答申を得ました。

その答申の中では、過小規模校及び小規模校のメリット・デメリットや、西海市における小・中学校の適正規模及び適正配置の方策が提言されております。

その答申を受け、平成22年10月に西海地区、11月に大崎地区の中学校適正配置（学校統合）実施計画を策定し、平成23年10月には大瀬戸地区小学校適正配置（学校統合）実施計画を策定しました。

今後は、これらの実施計画に基づき、保護者、地域住民の理解を得ながら子どもたちにとって望ましい教育環境を整えていくことが課題となっています。

また、過小規模校となっている西海地区、大崎地区及び西彼地区の小学校適正配置についても、基本計画の趣旨に沿い、保護者、地域住民等の意向を踏まえ検討します。

(施策の方向性)

●学校の適正配置の促進 児童生徒数の減少に伴う学校教育への影響を考慮し、小・中学校の適正配置を推進します。	教育総務課
---	-------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
小・中学校数	小学校 18校 中学校 8校	小学校 15校 中学校 6校	「西海市立小中学校基本計画」や地域住民等の意向等を踏まえた実施計画に基づいた学校数。

4－2－2 学校屋外運動場の整備

(現状と課題)

学校屋外運動場は、学校体育活動や部活動・課外クラブ等を通じて市内の子どもたちの健やかな体づくりを行う場所として、また、市民が日頃より体育・スポーツに親しむ身近な施設となっています。この屋外運動場は、運動の内容、利用形態等に応じた適度な弾力性を備え、良好な排水性を確保することが求められていますが、その整備状況は十分なものではありません。

このため、著しく排水機能が低下した屋外運動場については、計画的に改修工事を実施することが課題となっています。

(施策の方向性)

●学校屋外運動場の整備 市内の子どもたちが等しく体育活動に参加できるよう、学校屋外運動場の整備・改修を計画的に推進します。	教育総務課
---	-------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
学校屋外運動場改修学校数	10 校	12 校	14 校



屋外運動場の整備

4－2－3 学校の情報化の充実

(現状と課題)

子どもの情報活用能力や情報モラルの育成については、現在は、「技術・家庭科」などの教科や「総合的な学習の時間」、「特別活動」を中心に行われていますが、今後は各教科での取組を充実させ、教育活動全体で育成することが求められています。

一方、教職員の校務をみると、会議や各種校務事務などの業務が増えており、教員が子どもたちと向き合う時間的な余裕がなくなっています。

本市においては、平成21年度末で各学校の教育用及び校務用パソコンの整備は完了しており、今後はこの充足率を継続するとともに、学校ICT化の効果を高めるための電子黒板等の周辺機器及びソフトの導入やICT化サポート支援員の配置、更には教育委員会と小中学校とを結ぶ教育ネットワークの構築が課題となっています。

(施策の方向性)

●学校の情報化 学校教育CIO会議*で協議した結果を基に教育ネットワークの構築や周辺機器の整備並びにサポート支援員の配置を年次的に実施します。	教育総務課 学校教育課
---	----------------

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
教育ネットワークの構築	0%	100%	継続
小・中学校における ICT 化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備	0%	25%	50%
ICT 化サポート支援員の配置	0人	1人	2人
ホームページ作成校数	9校	13校	20校

※学校教育CIO会議 西海市における学校教育の情報化を推進するための環境整備等についてビジョンを構築し、そのために必要なマネジメントや評価に関する体制を整備することで、組織的、かつ、計画的な取組を推進し、学校ICT化の効果を最大化することを目的として設置された西海市学校教育の情報化総括責任者会議をいう。

4－2－4 学校施設の大規模改修

(現状と課題)

本市においては、市内の小中学校について、安全安心な施設の確保のために耐震補強工事を推進してきましたが、施設設備自体の老朽化が進んだ学校も多く、校舎や体育館の外壁・床、給排水設備等、施設の大規模な改修が課題となっています。

また、この他にも障がいのある児童・生徒や様々な来校者が安心して利用できるバリアフリー環境の整備や、更には自然環境に配慮した設備の導入等も課題となっています。



学校施設の大規模改修

(施策の方向性)

●大規模改修の実施 老朽化が著しい学校校舎等について、外壁や床、給排水設備等施設の大規模改修を年次計画で実施します。	教育総務課
●バリアフリー化の推進 様々な児童生徒、教職員や地域住民が学校を利用することを踏まえ、計画的にトイレ、スロープ、出入口等のバリアフリー化に努めます。	教育総務課
●再生可能エネルギー活用施設の整備 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮し、太陽光・風力など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等学校施設における温室効果ガスの排出量削減に努めます。	教育総務課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
老朽校舎等の大規模改修校数	8校	9校	11校
玄関・トイレ等バリアフリー化整備校数	6校	9校	12校
再生可能エネルギー活用施設設置校数	0校	2校	3校

【重点政策 5】

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

主要施策1 文化・芸術活動の推進	
5-1-1	文化芸術と触れ合う機会の創出
5-1-2	文化団体の交流活動の促進

主要施策2 文化財の保存・活用	
5-2-1	文化財の公開・研究
5-2-2	文化財の保存・活用
5-2-3	地域伝統文化の継承

主要施策3 活力あるスポーツの振興	
5-3-1	生涯スポーツの推進
5-3-2	スポーツ指導者の育成
5-3-3	競技力の向上

主要施策4 スポーツ環境の充実	
5-4-1	スポーツ施設の整備充実
5-4-2	スポーツの推進体制づくり
5-4-3	国体の準備・開催

5－1－1 文化芸術と触れ合う機会の創出

（現状と課題）

本市は、音楽、美術、演劇、舞踊など様々なジャンルの文化芸術活動を通じて心豊かな生活を送る環境の充実が求められています。

そこで、大島文化ホールをはじめとする施設の効果的な整備、活用を図りながら、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努める必要があります。

（施策の方向性）

●芸術と触れ合う機会の創出 県及び関係機関からの支援と協力を得るとともに、学校や地域と連携しながら、市民が優れた文化芸術活動と触れ合う機会を創出します。	社会教育課
●文化施設の整備・活用 文化芸術施設の効果的な整備・活用を図り、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努めます。	社会教育課

（成果指標）

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数（年間）	0回	2回	2回
文化施設の整備・活用	未整備	整備計画策定	整備計画による整備・活用



移動美術館

5－1－2 文化団体の交流活動の促進

（現状と課題）

価値観が多様化している今日にあって、市民が主体的に文化活動に取り組む姿が注目されています。

しかしながら、それぞれの文化団体とも一定区域内による活動が多く、芸術性に優れた文化の発信や団体の基盤強化は、それぞれが求める広がりまでには至っていないと感じられます。

今後は、市民の生きがいきづくりや文化力向上のためにも、文化団体の交流活動の機会の充実が必要となります。

（施策の方向性）

●文化活動の支援 会員自らが活動の内容や今後の方針等を十分に協議し、自主的運営ができるよう人的支援を図ります。また、西海市文化協会に加入していない各種文化団体については、加盟を促進し、活動の基盤強化に努めます。	社会教育課
---	-------

（成果指標）

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
全市的な文化祭等の開催（年間）	0回	1回	継続
西海市文化協会加入促進	会員 563 人	会員 600 人	会員 850 人

※西海市文化協会加入促進の現況値は、文化協会が平成 23 年度発足したため、平成 23 年度数値としました。



西海市文化祭

5－2－1 文化財の公開・研究

(現状と課題)

本市には、豊かな歴史・自然・伝統文化がそれぞれの地域の特色を生かしつつ息づいており、これらは、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。市民が、ふるさとに誇りを持ち、心豊かな生活を送るために、これらの財産を生かしたまちづくりを推進する必要があります。

そのために、西海歴史民俗資料館、崎戸歴史民俗資料館及び大瀬戸歴史民俗資料館について、目標とすべき将来像を明確にし、長期的な展望に立った、望ましいあり方等を検討します。その結果に基づき、本市の歴史と自然を未来に継承する拠点施設としての整備を図り、運営に携わる専門職員の配置に努めます。

(施策の方向性)

●歴史・文化の拠点づくり 本市の歴史・自然・伝統文化を未来へ継承するため、その公開と研究の拠点となる施設の望ましいあり方の研究に努めます。	社会教育課
●計画的な施設整備の推進 市内3か所の歴史民俗資料館について、設置予定である「西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会」の答申に基づき、本市の歴史と自然を未来に継承する拠点施設として、整備を推進します。	社会教育課
●専門職員の配置 文化財等の調査研究に携わる専門職員の配置に努めます。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会の設置	未設置	事業展開	事業展開 (H26からの 継続)



崎戸歴史民俗資料館

5－2－2 文化財の保存・活用

（現状と課題）

文化財は文化財保護法第3条に「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と規定されている国民共有の財産です。

本市には国指定2件、県指定6件、市指定30件の文化財があり、170ヵ所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

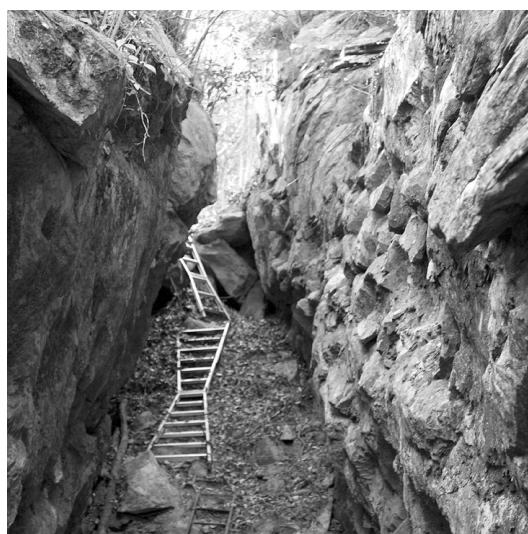
これらを後世にしっかり引き継ぐためには、文化財の持つ価値について、市民の理解を深め、行政と地域が連携して適切な保存と活用に取り組むことが重要です。

（施策の方向性）

●市民への啓発 本市は、縄文・弥生時代の史跡から、中世・近世に至る多種の天然記念物及び有形民俗文化財、さらに国・県指定文化財も有する多様な地域となっています。これらの文化財の持つ価値について、市民に周知し、理解を深めます。	社会教育課
●保護・活用方法の検討 文化財個々の研究を深め、その保護と活用方法について地域と協働で検討を進めます。	社会教育課

（成果指標）

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
西海市史跡ガイドブックの作成	未作成	第1版作成	適宜追記、増刷
文化財の調査・研究着手件数	1件	2件	3件



ホゲット石鍋製作遺跡

5－2－3 地域伝統文化の継承

(現状と課題)

本市には、海、山、川などの自然と共に暮らしてきた人々の営みによって生まれ、育まれた伝統文化が、それぞれの地域の特色を活かし数多く継承されております。

これらの伝統文化を保存・継承することは、人が結びつき、地域を理解し、ひいては郷土を愛する心を育むためにきわめて重要です。

しかし、保存継承にあたっては、少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化などを要因とする後継者の不足などが課題となっております。

(施策の方向性)

●伝統芸能活動の支援 伝統芸能に必要な衣装や諸道具などの整備を図るため、国、県等の助成事業を活用して、その支援を行います。 また、自治・公立公民館事業等との連携により、後継者の確保に繋がるネットワーク化も目指します。	社会教育課
●情報発信の強化による地域住民の意識向上 それぞれの伝統文化のいわれ等を付した記録映像データを市ホームページ等により広く公開するとともに、地域での披露日時を紹介し、現地での観覧を誘致することで、地域住民の意識向上を図ります。	社会教育課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
伝統文化の記録・保存件数	11 件	13 件	16 件



八木原浮立

5－3－1 生涯スポーツの推進

(現状と課題)

体力の保持増進や精神的な充足感の獲得など、心身ともに健康で文化的な生活を営むうえでスポーツの果たす役割は大きなものであります。このような中で、自分の能力・成長段階・趣味等に応じてスポーツを楽しむことができる環境づくりが重要な課題となっています。

西海市体育協会においても、平成20年度から「生涯スポーツ」部門を設け、生涯スポーツの普及と拡大に努めています。今後は、さまざまな関係機関と連携・協働し、生涯スポーツの普及推進に取り組んでまいります。

また、市内各地に総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)を設立することを目標とし、講習会の実施や先進地クラブの視察、事例発表会などを行い、設立への機運づくりを行う必要があります。総合型クラブの実施に当たっては、子どもから高齢者の健康づくりに繋がる軽スポーツ教室を企画するなど、個々の能力、成長段階に応じた魅力的なスポーツ教室の実施に努めるとともに、管理運営方法等を指導するクラブマネジャーの育成に努める必要があります。



スポレック（生涯スポーツフェスタ）

(施策の方向性)

●生涯スポーツの環境づくり 関係機関と連携・協働し、市民が気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。	スポーツ振興課
●総合型クラブの設置と運営支援 生涯スポーツの推進を図るため、市内各地区に総合型クラブの設置を支援します。 更に、総合型クラブの設置支援と併せて、クラブマネジャーの育成にも努め、総合型クラブに興味関心を持てるような講習会等の実施に努めます。	スポーツ振興課
●スポーツ大会等の開催体制づくり スポーツ大会、スポーツ合宿等において食事・宿泊の提供を行える体制づくりを進めます。	商工観光課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数（年間）	2回	4回	7回
総合型クラブ設立団体数	1団体	2団体	4団体
クラブマネジャーの育成数	3人	4人	6人

5－3－2 スポーツ指導者の育成

(現状と課題)

本市のスポーツ指導者の現状は、各競技団体の指導者及びスポーツ推進委員の尽力によって成り立っています。

現在は専門性の高い指導者の育成を目的とし、市体育協会において各資格の取得に力を入れています。

今後は生涯スポーツに係る指導者の育成が課題となるため、健康増進やレクリエーション事業などの幅広い分野からの情報収集を行い、人材の確保に努める必要があります。

また、地域スポーツ指導者の中心であるスポーツ推進委員の資質向上を目指し、定期的な研修会や最新スポーツ事情への認識を高めることも必要です。

競技別、スポーツ医学、レクリエーション等の各専門分野における指導者を把握し、「スポーツリーダーバンク制度」を確立して、効果的な指導活動を推進していくことも重要です。



心肺蘇生法及びAED講習会

(施策の方向性)

●スポーツ推進委員の資質向上 スポーツ推進委員の資質向上・自覚を深めるため、各種研修会への参加はもとより、県及び九州地区の研究大会への積極的な参加を促します。	スポーツ振興課
●指導力の向上 ジュニアスポーツ指導者連絡協議会の適正な運営を図り、指導力の向上を推進します。	スポーツ振興課
●「スポーツリーダーバンク制度」の確立 「スポーツリーダーバンク制度」の確立に努めるとともに、制度の活用を推進します。	スポーツ振興課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
ジュニアスポーツ指導者講習会（年間）	1回	継続	継続
スポーツ指導者講習会への派遣回数（年間）	2回	3回	4回
西海市スポーツリーダーバンク登録者数	—	20人	30人

5－3－3 競技力の向上

(現状と課題)

西海市体育協会を中心に、各競技会やスポーツ教室、メンタルトレーニング講習会の開催など、競技力向上に努めてきています。現在は、九州大会や全国大会など上位大会への出場者も毎年輩出していますが、一方で全体的に県民大会入賞者数が少ないのも現状です。

体育協会加盟団体における競技会やスポーツ教室の充実を図り、より高いレベルの講習会等の開催に努め、県民体育大会での入賞者数や上位大会出場者を増やすための強化及び支援策を講じ、競技スポーツの底上げを図る必要があります。

(施策の方向性)

●競技力向上を目指した各種講習会等の開催 各競技団体において、県レベルの競技会開催や外部指導者によるスポーツ教室や講習会を定期的に実施していきます。	スポーツ振興課
●上位大会出場者への支援 県民体育大会出場者が行う練習会や上位大会進出者への出場費補助の充実を図ります。	スポーツ振興課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
西海市体育協会加盟団体数	25 団体	26 団体	28 団体
県民体育大会参加者数（年間）	269 人	280 人	300 人



競技力の向上（県民体育大会壮行式）

5－4－1 スポーツ施設の整備充実

（現状と課題）

本市体育施設は、全体的に老朽化が進んでいるため、計画的な改修、機能の付加及び修繕など市民が安全で快適に利用できる施設整備が求められています。また、老朽化している施設についても検討が必要となっています。

現在スポーツ推進審議会において、全体的な市内社会体育施設の方向性を協議しています。審議会での意見を参考に今後の施設の整備計画を策定し、計画的に修繕や整備を行っていく必要があります。

一方、体育施設（学校体育施設も含む。）を広く開放し、各種競技の大会誘致や市外団体のスポーツ合宿誘致などによる利用拡大を図る必要があります。このため、体育施設の内容や予約状況などをホームページ等により積極的に周知し、本市体育施設の良さをアピールしてスポーツ合宿誘致などに努めなければなりません。

（施策の方向性）

●スポーツ施設の整備 スポーツ推進審議会で廃止、継続、新設整備など施設の方向性や管理体制の方向性を協議し、計画的な修繕・改修・整備など効率的な管理運営を行います。	スポーツ振興課
---	---------

（成果指標）

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
体育施設整備計画に基づく施設整備進捗率	0%	25%	100%



スポーツ施設の整備充実（市営大瀬戸プール）

5-4-2 スポーツの推進体制づくり

(現状と課題)

スポーツの楽しみ方が多様化する中で、高齢化に伴う健康の保持・増進への関心や地域との交流・関わりを望む声が高まっており、スポーツによる豊かなまちづくり・地域づくり・コミュニティづくりが課題となっています。

市民の誰もがスポーツを行い、健康、体力づくりなどスポーツの持つ多様な目的達成を実現するためには、市民一人ひとりがスポーツへの関心と意欲、主体的な取組姿勢が必要です。このような市民の活動が継続して行われるには、スポーツ活動支援体制の整備が必要です。

これらの生涯スポーツの推進に当たっては、市内におけるスポーツ情報をいかに提供して興味・関心を起こさせるかとともに、関係機関や団体が適切な役割分担や連携・協力する体制を整える必要が求められています。



スポーツの推進体制づくり（水泳教室）

(施策の方向性)

●情報提供の充実 本市の広報誌、ホームページを活用し、各種大会、スポーツ教室などに関する情報提供の充実を図ります。	スポーツ振興課
●関係機関との連携強化 スポーツ推進委員、体育協会など関係機関との連携を強化し、スポーツ活動の支援を行います。	スポーツ振興課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
スポーツ情報の提供（年間）	12回	継続	継続
スポーツ関係者情報交換会開催回数（年間）	0回	1回	2回

5－4－3 国体の準備・開催

(現状と課題)

本市は、平成 26 年に開催される長崎国体の競技種目の 1 つである、新体操競技の会場地となっています。この成功に向けて、平成 22 年度に国体準備委員会を設立し、平成 23 年度には実行委員会へと改組を行い、準備に取り組んでいます。

今後は、開催に向けて企画準備を計画的に行うとともに、国体の機運を高める県民体操「がんばらんば体操」や「新体操」の普及のために、地域インストラクターの育成や新体操団体の合宿誘致を行うなど、国体の PR と開催競技の普及啓発に努めていくことが課題です。



国体の準備・開催（新体操教室）

また、おもてなしの環境づくり、宿泊・輸送などの整備充実、役員・係員などのスタッフ養成など、国体の開催は多岐にわたる一大事業であることから、市内関係団体と連携を充分に取り合い、市民総参加の大会盛会を目指すよう、尽力していかねばなりません。

(施策の方向性)

●国体に関する情報の発信 本市の広報誌、ホームページを活用し、長崎国体に関する情報提供の充実を図ります。	スポーツ振興課
●開催会場や周辺施設の整備 長崎国体に向けて、開催会場や周辺施設の整備を計画的に行います。	スポーツ振興課
●「がんばらんば体操」の普及 関係機関と連携し、県民体操である「がんばらんば体操」の普及に努めます。	スポーツ振興課
●体操教室の開催 体操競技指導者の招聘により、体操教室の開催等を促していきます。	スポーツ振興課
●市民総参加の魅力ある国体の実現 国体実行委員会で策定された実施目標・事業計画に則り、市民総参加の魅力あふれる国体の成功を目指します。	スポーツ振興課

(成果指標)

成 果 指 標	現況値 (H22)	中間目標値 (H25)	最終目標値 (H28)
地域インストラクター育成	2 人	継続	継続
体操教室開催回数（年間）	2 回	6 回	26 回

資料編

(成果指標について)

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-1-1 学力の向上	研究授業実施者の割合	現況値 (H22)	81.4%	教師の授業力向上を目指し、年間に1度は、指導案を書いた授業を実施して、校長、教頭の指導をはじめ、他の教師の意見をもらう機会を設定するようすすめている。平成23年度校長会・教頭会、研究主任会では、既に「全員実施」を目標にしてほしいことを伝えている。
1-1-1 学力の向上	研究授業実施者の割合	中間目標値 (H25)	100%	上記により、平成25年度までには、実施率100%を達成したい。
1-1-1 学力の向上	研究授業実施者の割合	最終目標値 (H28)	継続	上記の継続
1-1-1 学力の向上	市学力調査の正答率	現況値 (H22)	期待正答率と同等	市学力調査（標準学力調査）の期待正答率による。
1-1-1 学力の向上	市学力調査の正答率	中間目標値 (H25)	期待正答率と同等以上	市学力調査（標準学力調査）の期待正答率による。
1-1-1 学力の向上	市学力調査の正答率	最終目標値 (H28)	継続	市学力調査（標準学力調査）の期待正答率による。
1-1-1 学力の向上	「夢・あこがれ・志」モデルカリキュラムを参考にした授業の実施率	現況値 (H22)	—	「夢・あこがれ・志」モデルカリキュラムを参考にした授業は、実施されていない。
1-1-1 学力の向上	「夢・あこがれ・志」モデルカリキュラムを参考にした授業の実施率	中間目標値 (H25)	80%	小学校での実施率
1-1-1 学力の向上	「夢・あこがれ・志」モデルカリキュラムを参考にした授業の実施率	最終目標値 (H28)	100%	中学校も含めての実施率
1-1-1 学力の向上	1日あたり家庭学習時間	現況値 (H22)	小学校低学年 53分 小学校高学年 85分 中学生 79分	市で行っている「児童生徒質問紙調査」による。
1-1-1 学力の向上	1日あたり家庭学習時間	中間目標値 (H25)	60分 90分 100分	小学校低学年60分と小学校高学年90分は、前期計画でも目標値として設定していた値であり、小学校においては平成25年度までには達成が十分可能であると判断する。中学校においては、目標値の120分までには、まだ取組の工夫と強化が必要であり、中間目標値として100分を設定している。
1-1-1 学力の向上	1日あたり家庭学習時間	最終目標値 (H28)	継続 継続 120分	中学校においては、平成28年度までに目標値の120分を目指す。
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育研修会の受講者数	現況値 (H22)	82人	「特別支援教育関係者研修会」「夏季教職員特別支援教育研修」の参加者合計
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育研修会の受講者数	中間目標値 (H25)	90人	学校統合や学級数減により、職員数自体は減少するが、平成24年度からは、上記研修会に加えて、特別支援教育補助員研修を実施するため、100名の参加を目標としたいが、まずは90名を目標とする。
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育研修会の受講者数	最終目標値 (H28)	100人	上記のとおり、最終的に平成28年度には100名を超える年間の合計受講者数にしたい。
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育補助員の配置数	現況値 (H22)	16人	平成22年度では、小学校に13名、中学校に2名、大島幼稚園に1名の合計16名を配置した。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育補助員の配置数	中間目標値（H25）	17人	現状でも、配置が必要な学校全てに配置することはできず、平成25年度までには小学校13名、中学校3名、大島幼稚園1名の17名の配置が必要であると思われる。
1-1-2 特別支援教育の充実	特別支援教育補助員の配置数	最終目標値（H28）	18人	最終的には、小学校14名、中学校4名の合計18名の配置が必要となる。（大島幼稚園の民営化方針が示されているため、幼稚園は含んでいない。）
1-1-2 特別支援教育の充実	他市町の専門機関の活用回数	現況値（H22）	10回	平成22年度は、佐世保特別支援学校の地域支援事業を活用し、研修会の講師招聘、発達検査、専門的な教育相談を実施した（計10回）
1-1-2 特別支援教育の充実	他市町の専門機関の活用回数	中間目標値（H25）	13回	現在も、専門機関の協力を必要とするケースが増加傾向にあるため、平成25年度までには現況値より3回増を目標とする。
1-1-2 特別支援教育の充実	他市町の専門機関の活用回数	最終目標値（H28）	15回	上記のとおり、最終的には、現況値より5回増が必要。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地域産業を生かした体験学習の実施率	現況値（H22）	100%	小学校における農業体験学習等の体験学習の実施率をもとに算出した。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地域産業を生かした体験学習の実施率	中間目標値（H25）	継続	小学校における農業体験学習等の体験学習の実施率をもとに算出する。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地域産業を生かした体験学習の実施率	最終目標値（H28）	継続	小学校における農業体験学習等の体験学習の実施率をもとに算出する。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地区学校評価委員の学校訪問出席率	現況値（H22）	47%	平成22年度地区学校評価委員の学校訪問出席率。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地区学校評価委員の学校訪問出席率	中間目標値（H25）	60%	平成22年度の現況値と平成28年度の最終目標値の中間の値として、60%を設定した。
1-1-3 特色ある学校づくりの推進	地区学校評価委員の学校訪問出席率	最終目標値（H28）	70%	評価を行う組織として、3分の2以上の出席をもって評価することが、学校評価の目的を達成するためには必要であると考え。その最終目標値として、70%を設定した。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	小・中連携教育導入地区数	現況値（H22）	0地区	平成22年度においては、小・中連携教育導入は行われていない。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	小・中連携教育導入地区数	中間目標値（H25）	1地区	平成25年4月、大瀬戸小学校(仮称)の開設に伴い、大瀬戸中学校との連携教育の導入に関し、校内研究ができるよう体制作りを構築する。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	小・中連携教育導入地区数	最終目標値（H28）	継続	上記の研究を継続することで、小中連携教育を実践する。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	中・高一貫教育導入地区数	現況値（H22）	0地区	平成22年度においては、中・高一貫教育の導入は行われていない。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	中・高一貫教育導入地区数	中間目標値（H25）	1地区	平成25年4月大崎中学校の開設に伴い、大崎地区において連携型中高一貫教育を導入する。
1-1-4 小・中連携、中・高一貫教育の推進	中・高一貫教育導入地区数	最終目標値（H28）	継続	大崎中学校と県立大崎高等学校との中高一貫教育を継続する。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-2-1 道徳教育の充実	道徳の時間」の研究授業を実施している学校の割合	現況値（H22）	71%	教師の授業力向上と道徳の時間の学習の充実を目指し、年間に1度は、各校で道徳の時間の研究授業と協議を設定するようすすめている。平成23年度校長会・教頭会、研究主任会では、既に「全校で実施」を目標にしてほしいことを伝えている。
1-2-1 道徳教育の充実	道徳の時間」の研究授業を実施している学校の割合	中間目標値（H25）	100%	上記により、平成25年度までには、実施率100%を達成したい。
1-2-1 道徳教育の充実	道徳の時間」の研究授業を実施している学校の割合	最終目標値（H28）	継続	上記を継続する。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	地域を学ぶ副教材の作成	現況値（H22）	—	
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	地域を学ぶ副教材の作成	中間目標値（H25）	2年ごとに改訂し、小学校3年生・中学校1年生に配付	2年分をまとめて発注し、内容の充実と経費の節減に努めている。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	地域を学ぶ副教材の作成	最終目標値（H28）	継続	同上
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	小学校6年生を対象にした「西海学」の実施率	現況値（H22）	100%	平成22年度から既に実施している。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	小学校6年生を対象にした「西海学」の実施率	中間目標値（H25）	継続	市内すべての児童が西海学を履修するための100%の継続である。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	小学校6年生を対象にした「西海学」の実施率	最終目標値（H28）	継続	同上
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	「西海学」教職員研修会の実施回数	現況値（H22）	1回	現在、夏季教職員研修の講座の一つとして年間に1度実施している。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	「西海学」教職員研修会の実施回数	中間目標値（H25）	継続	現行基本計画では、平成23年度2回、平成28年度3回の目標値としているが、この目標を達成するには、長期休業期間以外にも研修を設定することとなり、本市の実態に合わない。
1-2-2 ふる里を学ぶ教育の推進	「西海学」教職員研修会の実施回数	最終目標値（H28）	2回	平成28年度までには、夏季休業中に「史跡・産業等中心の研修」と「環境・自然等中心の研修」の2種類を選択して受講できるようにする。
1-2-3 読書活動の推進	小・中学校における1ヶ月の1人当たり図書貸出数	現況値（H22）	小 4.2冊 中 1.6冊	県生涯学習課実施の「学校図書館実態調査」の「図書貸出冊数等に関する実態調査票」による。総冊数を児童・生徒数で除して、さらに、12月で除している。
1-2-3 読書活動の推進	小・中学校における1ヶ月の1人当たり図書貸出数	中間目標値（H25）	小 4.5冊 中 2.0冊	平成22年度の実績をもとに、貸出数の増加を図る。
1-2-3 読書活動の推進	小・中学校における1ヶ月の1人当たり図書貸出数	最終目標値（H28）	小 5.0冊 中 3.0冊	更に貸出数の増加を図る。
1-2-3 読書活動の推進	「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成校の割合	現況値（H22）	小 88.8% 中 77.9%	平成22年度末における学校の蔵書数を、「学校図書館図書標準」に照らして、割合を算出している。 （「学校図書館図書標準」を達成している学校数）÷小・中学校数
1-2-3 読書活動の推進	「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成校の割合	中間目標値（H25）	小 100% 中 100%	平成23、24年度において、「光を注ぐ交付金」を活用して、平成25年度までには蔵書率100%を目標としている。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-2-3 読書活動の推進	「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成校の割合	最終目標値（H28）	小 継続 中 継続	計画的な購入・廃棄を行いながら、蔵書率100%を維持していく。
1-2-3 読書活動の推進	学校図書館司書等の配置(小・中学校)	現況値（H22）	4 人	6 中学校に 4 人の学校図書館司書を配置している。
1-2-3 読書活動の推進	学校図書館司書等の配置(小・中学校)	中間目標値（H25）	5 人	司書を増員させて、小中学校全体での配置計画を立てる。
1-2-3 読書活動の推進	学校図書館司書等の配置(小・中学校)	最終目標値（H28）	6 人	司書を増員させて、小中学校全体での配置計画を立てる。
1-2-4 不登校等の子どもへの支援	小・中学校における不登校児童・生徒数	現況値（H22）	児童 0 人 生徒 6 人	平成22年度文部科学省調査「児童・生徒の問題行動等調査」による。
1-2-4 不登校等の子どもへの支援	小・中学校における不登校児童・生徒数	中間目標値（H25）	児童 0 人 生徒 0 人	同上の調査結果とし、不登校児童・生徒数 0 人を目指す。
1-2-4 不登校等の子どもへの支援	小・中学校における不登校児童・生徒数	最終目標値（H28）	児童 0 人 生徒 0 人	同上の調査結果とし、不登校児童・生徒数 0 人を目指す。
1-3-1 健康・安全教育の推進	朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	現況値（H22）	児童92.0% 生徒92.4%	西海市「早寝・早起き・朝ご飯家庭生活実態調査」による数値。
1-3-1 健康・安全教育の推進	朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	中間目標値（H25）	児童95% 生徒95%	同上
1-3-1 健康・安全教育の推進	朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	最終目標値（H28）	児童100% 生徒100%	同上
1-3-1 健康・安全教育の推進	う歯罹患者の割合	現況値（H22）	児童17.3% 生徒48.1%	「学校歯科疾患実態調査」による数値とする。
1-3-1 健康・安全教育の推進	う歯罹患者の割合	中間目標値（H25）	児童16.0% 生徒45.0%	同上
1-3-1 健康・安全教育の推進	う歯罹患者の割合	最終目標値（H28）	児童15.0% 生徒40.0%	同上
1-3-1 健康・安全教育の推進	避難訓練の実施率	現況値（H22）	100%	各学校で実施する避難訓練の実施数とする。
1-3-1 健康・安全教育の推進	避難訓練の実施率	中間目標値（H25）	継続	同上
1-3-1 健康・安全教育の推進	避難訓練の実施率	最終目標値（H28）	継続	同上
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	西海市独自の学校体育指導者講習会の開催	現況値（H22）	2 回	「西海市体育実技夏季研修会」等の西海市主催の体育研修会の実施数とする。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	西海市独自の学校体育指導者講習会の開催	中間目標値（H25）	3 回	同上
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	西海市独自の学校体育指導者講習会の開催	最終目標値（H28）	継続	同上
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	中学校の部活動における外部指導者の割合	現況値（H22）	55.20%	中学校から委嘱もしくは認定を受けて部活動を指導している外部指導者の数。
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	中学校の部活動における外部指導者の割合	中間目標値（H25）	57.00%	同上
1-3-2 学校体育の充実と体力の向上	中学校の部活動における外部指導者の割合	最終目標値（H28）	60.00%	同上
1-3-3 学校給食・食育の充実	西海市産の農水産物の使用率	現況値（H22）	74.60%	「学校給食における地場産物活用状況調査」による。
1-3-3 学校給食・食育の充実	西海市産の農水産物の使用率	中間目標値（H25）	70%	同上 ※平成22年度の使用率が突出しており、現状を鑑み使用率の目標を70%としている。
1-3-3 学校給食・食育の充実	西海市産の農水産物の使用率	最終目標値（H28）	継続	同上
1-3-3 学校給食・食育の充実	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業回数（年間における所属校及び関連校での授業の回数）	現況値（H22）	1 回	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する研究授業の回数（個人あたりの授業数）
1-3-3 学校給食・食育の充実	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業回数（年間における所属校及び関連校での授業の回数）	中間目標値（H25）	30回	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業回数（個人あたりの年間における所属校及び関連校での授業の回数）
1-3-3 学校給食・食育の充実	栄養教諭や学校栄養職員による食に関する授業回数（年間における所属校及び関連校での授業の回数）	最終目標値（H28）	継続	同上
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食施設の大規模改修施工箇所（累計）	現況値（H22）	1 箇所	平成18年度に「大島調理場」の大規模改修を行っている。
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食施設の大規模改修施工箇所（累計）	中間目標値（H25）	2 箇所	調理場の適正規模化計画により、調理場の統合等に係る施設設備等の改修が必要となる。（1ヵ所）
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食施設の大規模改修施工箇所（累計）	最終目標値（H28）	2 箇所	同上
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食共同調理場の適正規模化計画	現況値（H22）	未策定	小中学校の統合及び児童生徒数の動向を踏まえた給食施設の適正規模化を検討する必要があるが、適正規模化計画は未策定である。
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食共同調理場の適正規模化計画	中間目標値（H25）	計画策定	平成25年度中に適正規模化計画を策定する。
1-3-3 学校給食・食育の充実	学校給食共同調理場の適正規模化計画	最終目標値（H28）	適正規模化	上記計画に基づき、学校給食共同調理場の適正規模化を図る。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
1-4-1 教職員研修の充実	選択制の教職員研修の実施回数	現況値 (H22)	4 回	現在、夏季休業中に、西海市の実態に合った内容で、「特別支援教育研修」「読書活動研修」「西海学研修」「農業体験研修」の4講座を実施している。
1-4-1 教職員研修の充実	選択制の教職員研修の実施回数	中間目標値 (H25)	継続	県主催の研修や出席すべき会議等が夏季休業中にも多く設定されており、現況値以上の開催はできない。 そのため、上記を継続する。
1-4-1 教職員研修の充実	選択制の教職員研修の実施回数	最終目標値 (H28)	継続	同上
1-4-1 教職員研修の充実	教育研究会と連携した授業研究会等の回数	現況値 (H22)	2 回	現在は、極小規模校の校内研究会への指導主事派遣の際に、「へき地・複式教育研究部会」の研究会を開催している。
1-4-1 教職員研修の充実	教育研究会と連携した授業研究会等の回数	中間目標値 (H25)	3 回	平成25年度までに、教育研究会単独の授業研究会への指導主事派遣も実施していく。
1-4-1 教職員研修の充実	教育研究会と連携した授業研究会等の回数	最終目標値 (H28)	継続	上記の継続
1-4-2 校内研修の推進	校内研修への指導主事派遣実施回数	現況値 (H22)	44回	平成22年度には、市内小中学校の校内研究会に44回の指導主事派遣を実施した。
1-4-2 校内研修の推進	校内研修への指導主事派遣実施回数	中間目標値 (H25)	40回	今後、統合により学校数が減少するため、目標値を下げている。 (実質的にはマイナスではない)
1-4-2 校内研修の推進	校内研修への指導主事派遣実施回数	最終目標値 (H28)	継続	上記の継続
1-5-1 幼・保・小連携の推進	幼・保・小の教職員間の交流の実施	現況値 (H22)	78.60%	県教育委員会調査「学校運営に関する調査」の「幼保・小の連携」の項目 「教育課程の連続性」「園児・児童の交流」を実施している割合。
1-5-1 幼・保・小連携の推進	幼・保・小の教職員間の交流の実施	中間目標値 (H25)	90%	県教育委員会調査「学校運営に関する調査」の「幼保・小の連携」の項目 「教育課程の連続性」「園児・児童の交流」を実施している割合。
1-5-1 幼・保・小連携の推進	幼・保・小の教職員間の交流の実施	最終目標値 (H28)	100%	県教育委員会調査「学校運営に関する調査」の「幼保・小の連携」の項目 「教育課程の連続性」「園児・児童の交流」を実施している割合。
1-5-2 幼児教育の推進	認定こども園の設立数	現況値 (H22)	1 園	保育所型認定子ども園が1園(大瀬戸地区)
1-5-2 幼児教育の推進	認定こども園の設立数	中間目標値 (H25)	継続	公立保育所・幼稚園の民営化等検討の答申を受けて対応する。
1-5-2 幼児教育の推進	認定こども園の設立数	最終目標値 (H28)	2 園	公立保育所・幼稚園の民営化等検討の答申を受けて対応する。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	図書館システムの導入	現況値 (H22)	5 館 (室)	県立図書館と県内の市町立図書館との間で相互に蔵書の検索、貸借できるネットワーク化したシステムは構築されている。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	図書館システムの導入	中間目標値 (H25)	継続	平成21年度にはシステム化は完了したが、今後システムアップしたネットワークの整備ため継続とする。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
2-1-1 図書館ネットワークの整備	図書館システムの導入	最終目標値（H28）	継続	今後、システムアップしたネットワークの整備ため継続とする。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	長崎図書クロスネットへの検索サービス	現況値（H22）	5 館（室）	県立図書館と県内の市町立図書館との間で相互に蔵書の検索、貸借できるネットワーク化したシステムの構築
2-1-1 図書館ネットワークの整備	長崎図書クロスネットへの検索サービス	中間目標値（H25）	継続	平成21年度にはシステム化は完了したが、今後システムアップしたネットワークの整備ため継続とする。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	長崎図書クロスネットへの検索サービス	最終目標値（H28）	継続	今後システムアップしたネットワークの整備ため継続とする。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	学校図書システムとの連携	現況値（H22）	0 %	計画無し
2-1-1 図書館ネットワークの整備	学校図書システムとの連携	中間目標値（H25）	100%	今後学校図書システムとの連携をとって、自由な貸し出しができるように実現を図る。
2-1-1 図書館ネットワークの整備	学校図書システムとの連携	最終目標値（H28）	継続	上記を継続する。
2-1-2 図書サービスの向上	図書ボランティアの数	現況値（H22）	11名	11人のボランティアをもとに事業の展開を図る。
2-1-2 図書サービスの向上	図書ボランティアの数	中間目標値（H25）	15人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-2 図書サービスの向上	図書ボランティアの数	最終目標値（H28）	20名	前年度実績を元に目標値を上げていく。
2-1-2 図書サービスの向上	図書館利用者数（年間）	現況値（H22）	44, 095人	平成22年度実績数
2-1-2 図書サービスの向上	図書館利用者数（年間）	中間目標値（H25）	46, 000人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-2 図書サービスの向上	図書館利用者数（年間）	最終目標値（H28）	48, 000人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-2 図書サービスの向上	貸し出し図書数（年間）（総数）	現況値（H22）	80, 007冊	平成22年度実績数
2-1-2 図書サービスの向上	貸し出し図書数（年間）（総数）	中間目標値（H25）	83, 000冊	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-2 図書サービスの向上	貸し出し図書数（年間）（総数）	最終目標値（H28）	87, 000冊	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-3 子どもの読書活動の充実	乳児健診時のブックスタート実施率	現況値（H22）	86%	乳児健診時の本の受け渡し率。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
2-1-3 子どもの読書活動の充実	乳児健診時のブックスタート実施率	中間目標値（H25）	88%	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-3 子どもの読書活動の充実	乳児健診時のブックスタート実施率	最終目標値（H28）	91%	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-1-3 子どもの読書活動の充実	子ども読書活動計画の実施	現況値（H22）	100%	平成19年度に子ども読書活動推進計画を策定し、平成20年度から平成24年度まで計画実施。（ブックスタート事業、家庭、学校における読書活動の推進）
2-1-3 子どもの読書活動の充実	子ども読書活動計画の実施	中間目標値（H25）	継続	平成24年度に子ども読書活動推進計画を策定し、平成20年度から平成29年度まで計画実施。（ブックスタート事業、家庭、学校における読書活動の推進）
2-1-3 子どもの読書活動の充実	子ども読書活動計画の実施	最終目標値（H28）	継続	平成24年度に子ども読書活動推進計画を策定し、平成20年度から平成29年度まで計画実施。（ブックスタート事業、家庭、学校における読書活動の推進）
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	校区公民館の整備数	現況値（H22）	8 館	全市一貫とした、公立公民館の組織を確立する。（17館中8 館）
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	校区公民館の整備数	中間目標値（H25）	14館	公立公民館活性化プランを元に、全市一貫とした、公立公民館の組織を確立する。（17館中14館）
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	校区公民館の整備数	最終目標値（H28）	17館	平成28年度を最終年度とし、全市一貫とした、公立公民館の組織を確立する。
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	モデル公民館活動実践館数	現況値（H22）	7 館	平成22年度実績数
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	モデル公民館活動実践館数	中間目標値（H25）	10館	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-2-1 校区公民館を核とした地域教育力の向上	モデル公民館活動実践館数	最終目標値（H28）	15館	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館職員等の年間研修機会回数	現況値（H22）	4 回	公民館職員を対象に年4 回の研修会を実施
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館職員等の年間研修機会回数	中間目標値（H25）	継続	公民館職員を対象に年4 回の研修会を実施
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館職員等の年間研修機会回数	最終目標値（H28）	継続	公民館職員を対象に年4 回の研修会を実施
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館情報誌の年間発行回数	現況値（H22）	3 回	公民館情報誌を年3 回発行する（5 月、10 月、2 月）
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館情報誌の年間発行回数	中間目標値（H25）	継続	上記を継続する。
2-2-2 公民館ネットワークの整備	公民館情報誌の年間発行回数	最終目標値（H28）	継続	上記を継続する。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
2-2-2 公民館ネットワークの整備	地区公民館連絡会議の開催	現況値 (H22)	0 回	計画無し
2-2-2 公民館ネットワークの整備	地区公民館連絡会議の開催	中間目標値 (H25)	5 回	各公立公民館の連絡調整機関として年 5 回程度の連絡会議を開催する。
2-2-2 公民館ネットワークの整備	地区公民館連絡会議の開催	最終目標値 (H28)	12回	各公立公民館の連絡調整機関として月 1 回程度の連絡会議を開催する。
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	生涯学習講座への参加者数	現況値 (H22)	5,500 人	平成22年度実績数
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	生涯学習講座への参加者数	中間目標値 (H25)	6,000 人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	生涯学習講座への参加者数	最終目標値 (H28)	7,000 人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	公民館利用者数	現況値 (H22)	83,200 人	平成22年度実績数
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	公民館利用者数	中間目標値 (H25)	84,000 人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-2-3 公民館等を活用した学習拠点づくり	公民館利用者数	最終目標値 (H28)	87,000 人	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者数	現況値 (H22)	306 名	平成22年度実績数
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者数	中間目標値 (H25)	400 名	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者数	最終目標値 (H28)	500 名	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育の指導者登録人員	現況値 (H22)	3 名	平成22年度実績数
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育の指導者登録人員	中間目標値 (H25)	10 名	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-3-1 社会における人権教育の推進	人権・同和教育の指導者登録人員	最終目標値 (H28)	15 名	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	小学校におけるいじめ発生確認件数 (削減目標)	現況値 (H22)	3 件	平成22年度報告数
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	小学校におけるいじめ発生確認件数 (削減目標)	中間目標値 (H25)	0 件	常に 0 を目指す。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	小学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	最終目標値（H28）	0 件	同上
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	中学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	現況値（H22）	2 件	平成22年度報告数
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	中学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	中間目標値（H25）	0 件	常に0を目指す。
2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	中学校におけるいじめ発生確認件数（削減目標）	最終目標値（H28）	0 件	同上
3-1-1 保護者への子育て支援	親が学べる講座の開催数	現況値（H22）	19回	平成22年度実績数
3-1-1 保護者への子育て支援	親が学べる講座の開催数	中間目標値（H25）	23回	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-1-1 保護者への子育て支援	親が学べる講座の開催数	最終目標値（H28）	25回	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-1-1 保護者への子育て支援	幼稚園・保育所での家庭教育学級の開催数	現況値（H22）	2 回	平成22年度実績数
3-1-1 保護者への子育て支援	幼稚園・保育所での家庭教育学級の開催数	中間目標値（H25）	7 回	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-1-1 保護者への子育て支援	幼稚園・保育所での家庭教育学級の開催数	最終目標値（H28）	10回	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-1-2 P T A活動の活性化	P T A研究大会、研修会等の開催	現況値（H22）	3 回	平成22年度実績数
3-1-2 P T A活動の活性化	P T A研究大会、研修会等の開催	中間目標値（H25）	継続	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-1-2 P T A活動の活性化	P T A研究大会、研修会等の開催	最終目標値（H28）	継続	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-2-1 学校支援活動の推進	「学校支援会議」の設置率	現況値（H22）	100%	設置率は市内100%であるが、今後は地域の様々な活動と連携しながらさらに発展させる。
3-2-1 学校支援活動の推進	「学校支援会議」の設置率	中間目標値（H25）	継続	設置率は市内100%であるが、今後は地域の様々な活動と連携しながらさらに発展させる。
3-2-1 学校支援活動の推進	「学校支援会議」の設置率	最終目標値（H28）	継続	設置率は市内100%であるが、今後は地域の様々な活動と連携しながらさらに発展させる。
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年育成を対象にした事業開催件数	現況値（H22）	2 回	平成22年度実績数

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年育成を対象にした事業開催件数	中間目標値（H25）	継続	各団体と協議し、行政との協働事業開催を図る。
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年育成を対象にした事業開催件数	最終目標値（H28）	継続	各団体と協議し、行政との協働事業開催を図る。
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年健全育成モデル事業開催件数	現況値（H22）	2 回	平成22年度実績数
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年健全育成モデル事業開催件数	中間目標値（H25）	継続	1 団体20万円の助成金を限度額とし、青少年活動の支援を行う。
3-3-1 青少年関係団体の活性化	青少年健全育成モデル事業開催件数	最終目標値（H28）	継続	1 団体20万円の助成金を限度額とし、青少年活動の支援を行う。
3-3-2 青少年の交流活動の推進	青少年を対象にした体験・交流事業開催件数	現況値（H22）	3 回	平成22年度実績数（公民館活動や青少年活動事業）
3-3-2 青少年の交流活動の推進	青少年を対象にした体験・交流事業開催件数	中間目標値（H25）	5 回	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-3-2 青少年の交流活動の推進	青少年を対象にした体験・交流事業開催件数	最終目標値（H28）	継続	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-3-2 青少年の交流活動の推進	他市町との子どもたちとの交流活動	現況値（H22）	1 回	平成22年度実績数
3-3-2 青少年の交流活動の推進	他市町との子どもたちとの交流活動	中間目標値（H25）	2 回	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。新たに西都市との文化的交流が実施される。
3-3-2 青少年の交流活動の推進	他市町との子どもたちとの交流活動	最終目標値（H28）	継続	平成22年度、前年度実績数を元に目標値を上げていく。新たに西都市との文化的交流が実施される。交流のあり方にも検討する必要がある。
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	有害図書類等販売店舗等への立入調査への協力者数	現況値（H22）	15名	有害図書類立ち入り調査協力者数最大15人
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	有害図書類等販売店舗等への立入調査への協力者数	中間目標値（H25）	継続	有害図書類立ち入り調査協力者数最大15人
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	有害図書類等販売店舗等への立入調査への協力者数	最終目標値（H28）	継続	有害図書類立ち入り調査協力者数最大15人
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	情報メディアの適切な利用法を啓発する学習会の開催	現況値（H22）	5 回	平成22年度実績数
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	情報メディアの適切な利用法を啓発する学習会の開催	中間目標値（H25）	7 回	前年度実績数を元に目標値を上げていく。
3-3-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	情報メディアの適切な利用法を啓発する学習会の開催	最終目標値（H28）	継続	前年度実績数を元に目標値を上げていく。

【付属資料】成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
4-1-1 教育施設の耐震化の推進	小中学校の耐震化率	現況値 (H22)	81.5%	小・中学校全棟数 65棟 昭和57年以降建築19棟＋補強不要11棟＋H22年度まで耐震補強済23棟＝53棟 耐震化率＝53棟/65棟＝81.5%
4-1-1 教育施設の耐震化の推進	小中学校の耐震化率	中間目標値 (H25)	96.9%	小・中学校全棟数 65棟 昭和57年以降建築19棟＋補強不要11棟＋H25年度まで耐震補強済28棟＋適正配置関連5棟＝63棟 耐震化率＝63棟/65棟＝96.9%
4-1-1 教育施設の耐震化の推進	小中学校の耐震化率	最終目標値 (H28)	100%	小・中学校全棟数 65棟 昭和57年以降建築19棟＋補強不要11棟＋H27年度まで耐震補強済30棟＋適正配置関連5棟＝65棟 耐震化率＝65棟/65棟＝96.9% ただし、西海南小、江島小中学校については、適正配置及び複合施設関係で今後検討することとしている。
4-1-2 安全確保を図る地域ボランティアの育成	「スクールガード」を設置している小学校の割合	現況値 (H22)	87.5%	スクールガード設置数についての調査結果による。
4-1-2 安全確保を図る地域ボランティアの育成	「スクールガード」を設置している小学校の割合	中間目標値 (H25)	100%	同上
4-1-2 安全確保を図る地域ボランティアの育成	「スクールガード」を設置している小学校の割合	最終目標値 (H28)	継続	同上
4-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり	放課後児童クラブへの各種登録ボランティアの派遣	現況値 (H22)	0人	計画無し。
4-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり	放課後児童クラブへの各種登録ボランティアの派遣	中間目標値 (H25)	12人	放課後児童クラブへのボランティア派遣12人
4-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり	放課後児童クラブへの各種登録ボランティアの派遣	最終目標値 (H28)	24人	放課後児童クラブへのボランティア派遣24人
4-2-1 学校の適正配置の促進	小・中学校数	現況値 (H22)	小学校 18校 中学校 8校	小学校：亀岳小、白似田小、大串小、西彼北小、西海東小、西海北小、西海西小、西海南小、大島西小、大島東小、崎戸小、江島小、平島小、多以良小、瀬戸小、松島小、雪浦小、雪浦小幸物分校 中学校：西彼中、西海北中、西海南中、大島中、崎戸中、江島中、平島中、大瀬戸中
4-2-1 学校の適正配置の促進	小・中学校数	中間目標値 (H25)	小学校 15校 中学校 6校	小学校：亀岳小、白似田小、大串小、西彼北小、西海東小、西海北小、西海西小、西海南小、大島西小、大島東小、崎戸小、江島小、平島小、大瀬戸小(仮称)、雪浦小 中学校：西彼中、西海中、大崎中、江島中、平島中、大瀬戸中
4-2-1 学校の適正配置の促進	小・中学校数	最終目標値 (H28)		「西海市立小中学校基本計画」や地域住民等の意向等を踏まえた実施計画に基づいた学校数。
4-2-2 学校屋外運動場の整備	学校屋外運動場改修学校数	現況値 (H22)	10校	大串小学校・白似田小学校・亀岳小学校・西彼北小学校・西海東小学校・西海北小学校・大島西小学校・大島東小学校・瀬戸小学校・西彼中学校
4-2-2 学校屋外運動場の整備	学校屋外運動場改修学校数	中間目標値 (H25)	12校	崎戸小学校・西海中学校
4-2-2 学校屋外運動場の整備	学校屋外運動場改修学校数	最終目標値 (H28)	14校	大瀬戸中学校・西海南小学校
4-2-3 学校の情報化の充実	教育ネットワークの構築	現況値 (H22)	0%	教育委員会と学校とのネットワークについては、市のグループウェアでネットワークされているが、情報セキュリティポリシーの違いから、学校間及び教育委員会とのネットワーク化が必要となっているが、現在なされていない。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
4-2-3 学校の情報化の充実	教育ネットワークの構築	中間目標値（H25）	100%	江島小中学校及び平島小中学校を除き、各学校間及び教育委員会の教育ネットワークを完了する。
4-2-3 学校の情報化の充実	教育ネットワークの構築	最終目標値（H28）	継続	ネットワークされた環境で、教育ソフトの活用や事務の簡素化に向け継続する。
4-2-3 学校の情報化の充実	小・中学校におけるICT化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備	現況値（H22）	0 %	小中学校における I C T 化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備については、平成24年度から小学校、平成25年度から中学校にモデル校を指定して、必要な周辺機器及びソフトウェアを研究して決定し、その機器類を年次的に整備することとしている。
4-2-3 学校の情報化の充実	小・中学校におけるICT化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備	中間目標値（H25）	25%	通常予算要求では厳しいことから、各校の教育用コンピュータ更新時期に必要な備品を整備することから、平成25年度までに25%を目標としている。 整備率＝平成25年度までに整備された機器、ソフトウェアの数/平成24年度に決定された機器、ソフトウェア総数＝25%
4-2-3 学校の情報化の充実	小・中学校におけるICT化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備	最終目標値（H28）	50%	通常予算要求では厳しいことから、各校の教育用コンピュータ更新時期に必要な備品を整備することから、平成27年度までに50%を目標としている。 整備率＝平成27年度までに整備された機器、ソフトウェアの数/平成24年度に決定された機器、ソフトウェア総数＝50%
4-2-3 学校の情報化の充実	ICT化サポート支援員の配置	現況値（H22）	0 人	小中学校における I C T 化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備を図ることから、I C T に詳しいサポート支援員の配置を行い、スムーズな I C T 化授業の推進を図ることを目的に設置することとしている。
4-2-3 学校の情報化の充実	ICT化サポート支援員の配置	中間目標値（H25）	1 人	小中学校における I C T 化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備を図ることから、I C T に詳しいサポート支援員の配置を行い、スムーズな I C T 化授業の推進を図ることを目的に1名を配置することとしている。
4-2-3 学校の情報化の充実	ICT化サポート支援員の配置	最終目標値（H28）	2 人	小中学校における I C T 化に必要な周辺機器及びソフトウェアの整備を図ることから、平成26年度から本格的に中学校の I C T 化が推進されることから1名の配置では不足することから、1名を追加配置することとしている。
4-2-3 学校の情報化の充実	ホームページ作成校数	現況値（H22）	9 校	現在、ホームページをUPしている小中学校は14校あるが、平成21年度以前から更新していない学校が6校あることから8校が稼動中と判断している。 稼動中：亀岳小、大串小、西海西小、西海南小、大島西小、瀬戸小、西彼中、江島小中、平島小中
4-2-3 学校の情報化の充実	ホームページ作成校数	中間目標値（H25）	13校	開設はしているが更新がなされていない小中学校の内5校を復活させることと計画している。 西彼北小、西海東小、西海北小、大島東、西海中
4-2-3 学校の情報化の充実	ホームページ作成校数	最終目標値（H28）	20校	残りすべての小中学校の開設を目指すこととしている。
4-2-4 学校施設の大規模改修	老朽校舎等の大規模改修校数	現況値（H22）	8 校	西彼中学校・大島中学校・大瀬戸中学校・白似田小学校・西海東小学校・崎戸小学校・瀬戸小学校・平島小中学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	老朽校舎等の大規模改修校数	中間目標値（H25）	9 校	亀岳小学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	老朽校舎等の大規模改修校数	最終目標値（H28）	11校	江島小学校・西彼北小学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	玄関・トイレ等バリアフリー化整備校数	現況値（H22）	6 校	瀬戸小学校・西海西小学校・大島西小学校・崎戸小学校・平島小中学校・大島中学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	玄関・トイレ等バリアフリー化整備校数	中間目標値（H25）	9 校	予定校：亀岳小学校・大島東小学校・白似田小学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	玄関・トイレ等バリアフリー化整備校数	最終目標値（H28）	12校	予定校：江島小学校・西彼北小学校・西彼中学校

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
4-2-4 学校施設の大規模改修	再生可能エネルギー活用施設設置校数	現況値 (H22)	0 校	
4-2-4 学校施設の大規模改修	再生可能エネルギー活用施設設置校数	中間目標値 (H25)	2 校	予定校：西海中学校・大崎中学校
4-2-4 学校施設の大規模改修	再生可能エネルギー活用施設設置校数	最終目標値 (H28)	3 校	予定校：西彼中学校
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数 (年間)	現況値 (H22)	0 回	教育委員会主催 (文化協会との共催含む) による優れた文化芸術と触れ合う機会の年間開催回数。 ※これ言う「優れた文化芸術」とは、主に市民以外が演じる舞台芸術や音楽、美術展覧会とする。(23年度事業例：県美術館移動展、県選抜作家移動展等)
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数 (年間)	中間目標値 (H25)	2 回	同上
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数 (年間)	最終目標値 (H28)	2 回	同上
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	文化施設の整備・活用	現況値 (H22)	未整備	一
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	文化施設の整備・活用	中間目標値 (H25)	整備計画策定	文化施設についての効果的な活用、整備についての検討 (社会教育委員会等で協議、意見収集) を行い、計画を策定する。
5-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	文化施設の整備・活用	最終目標値 (H28)	整備計画による整備・活用	上記の計画に基づき、整備・活用を行う。
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	全市的な文化祭等の開催	現況値 (H22)	0 回	西海市文化祭 (全町参加型) の年間開催回数
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	全市的な文化祭等の開催	中間目標値 (H25)	1 回	西海市文化祭 (全町参加型) を年 1 回開催する。
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	全市的な文化祭等の開催	最終目標値 (H28)	継続	西海市文化祭 (全町参加型) を年 1 回開催する。
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	西海市文化協会加入促進	現況値 (H22)	会員563人	西海市文化協会会員数 (平成23年度発足、現況値は平成23年度発足時数)
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	西海市文化協会加入促進	中間目標値 (H25)	会員600人	平成25年度時点での西海市文化協会会員数。
5-1-2 文化団体の交流活動の促進	西海市文化協会加入促進	最終目標値 (H28)	会員850人	平成28年度時点での西海市文化協会会員数。
5-2-1 文化財の公開・研究	西海市歴史民俗資料館のあり方検討委員会の設置	現況値 (H22)	未設置	一
5-2-1 文化財の公開・研究	西海市歴史民俗資料館のあり方検討委員会の設置	中間目標値 (H25)	設置	平成24年度に設置、平成25年度までに計画を策定する。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
5-2-1 文化財の公開・研究	西海市歴史民俗資料館のあり方検討委員会の設置	最終目標値 (H28)	事業展開 (h26からの継続)	上記計画に基づき年次計画で事業実施。
5-2-2 文化財の保存・活用	西海市史跡ガイドブックの作成	現況値 (H22)	未作成	—
5-2-2 文化財の保存・活用	西海市史跡ガイドブックの作成	中間目標値 (H25)	第1版作成	平成25年度までに国・県・市指定文化財の解説並びに、周知の埋蔵文化財分布図を盛り込んだガイドブックを作成する。
5-2-2 文化財の保存・活用	西海市史跡ガイドブックの作成	最終目標値 (H28)	適宜追記、増刷	上記作成後、新たに追加指定されたものがあつた場合の追記及び、残数に応じた増刷を行う。
5-2-2 文化財の保存・活用	文化財の調査・研究着手件数	現況値 (H22)	1 件	七釜鍾乳洞についての学術調査実施中。 (件数は合併後からの学術調査等の累計件数。)
5-2-2 文化財の保存・活用	文化財の調査・研究着手件数	中間目標値 (H25)	2 件	平成24年度より近代化産業遺産（炭鉱関連）に着手予定。
5-2-2 文化財の保存・活用	文化財の調査・研究着手件数	最終目標値 (H28)	3 件	平成28年度までに着手（調査終了含む）する文化財等の候補 ・七釜鍾乳洞 ・近代化産業遺産 ・石鍋製作跡群
5-2-3 地域伝統文化の継承	伝統文化の記録・保存件数	現況値 (H22)	11件	平成22年度までの市（合併前町含む）作成分保有芸能 大瀬戸ペーロン、福島ペーロン、向島ペーロン、多以良精霊流し、柳精霊流し、雪浦くんち、熊野神社秋季大祭、松島神社秋季大祭、トンパンサン、サカラメンタ提要、西海町民謡
5-2-3 地域伝統文化の継承	伝統文化の記録・保存件数	中間目標値 (H25)	13件	平成24年度より毎年1 芸能を映像記録する。
5-2-3 地域伝統文化の継承	伝統文化の記録・保存件数	最終目標値 (H28)	16件	平成24年度より毎年1 芸能を映像記録する。
5-3-1 生涯スポーツの推進	スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数（年間）	現況値 (H22)	2 回／年	水泳教室 生涯スポーツフェスタ
5-3-1 生涯スポーツの推進	スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数（年間）	中間目標値 (H25)	4 回／年	水泳教室 生涯スポーツフェスタ (西彼・西海・大瀬戸)(大島・崎戸)で各1 教室スポーツ事業を開催
5-3-1 生涯スポーツの推進	スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数（年間）	最終目標値 (H28)	7 回／年	水泳教室 生涯スポーツフェスタ 各地域(西彼・西海・大島・崎戸・大瀬戸)でのスポーツ教室開催
5-3-1 生涯スポーツの推進	総合型クラブ設立団体数	現況値 (H22)	1 団体	大瀬戸アスリートクラブ
5-3-1 生涯スポーツの推進	総合型クラブ設立団体数	中間目標値 (H25)	2 団体	大瀬戸アスリートクラブ 西彼地区に1 箇所設置
5-3-1 生涯スポーツの推進	総合型クラブ設立団体数	最終目標値 (H28)	4 団体	大瀬戸アスリートクラブ 西彼、西海、大崎地区に各1 箇所設置
5-3-1 生涯スポーツの推進	クラブマネージャーの育成数	現況値 (H22)	3 人	大瀬戸アスリートクラブに所属するクラブマネージャー数

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
5-3-1 生涯スポーツの推進	クラブマネージャーの育成数	中間目標値 (H25)	4 人	大瀬戸アスリートクラブに所属するクラブマネージャー数 + 新規設置の総合型クラブに 1 名
5-3-1 生涯スポーツの推進	クラブマネージャーの育成数	最終目標値 (H28)	6 人	大瀬戸アスリートクラブに所属するクラブマネージャー数 + 新規設置の総合型クラブに各 1 名
5-3-2 スポーツ指導者の育成	ジュニアスポーツ指導者講習会	現況値 (H22)	1 回／年	心肺蘇生法及び A E D 講習会(他団体との共同実施)
5-3-2 スポーツ指導者の育成	ジュニアスポーツ指導者講習会	中間目標値 (H25)	継続	上記事業の継続
5-3-2 スポーツ指導者の育成	ジュニアスポーツ指導者講習会	最終目標値 (H28)	継続	上記事業の継続
5-3-2 スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者講習会への派遣回数 (年間)	現況値 (H22)	2 回／年	スポーツ少年団認定員養成講習会派遣 ゲートボール指導者講習会派遣
5-3-2 スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者講習会への派遣回数 (年間)	中間目標値 (H25)	3 回／年	市体育協会及び加盟団体と協議調整を行い、実施競技や講習内容を決定し、左記回数の派遣実施を目指す。
5-3-2 スポーツ指導者の育成	スポーツ指導者講習会への派遣回数 (年間)	最終目標値 (H28)	4 回／年	市体育協会及び加盟団体と協議調整を行い、実施競技や講習内容を決定し、左記回数の派遣実施を目指す。
5-3-2 スポーツ指導者の育成	西海市スポーツリーダーバンク登録者数	現況値 (H22)	—	未設置
5-3-2 スポーツ指導者の育成	西海市スポーツリーダーバンク登録者数	中間目標値 (H25)	20 人	各競技団体やスポーツ推進委員より資格保持者を優先に左記目標値の登録者数を目指す。
5-3-2 スポーツ指導者の育成	西海市スポーツリーダーバンク登録者数	最終目標値 (H28)	30 人	各競技団体やスポーツ推進委員より資格保持者を優先に左記目標値の登録者数を目指す。
5-3-3 競技力の向上	西海市体育協会加盟団体数	現況値 (H22)	25 団体	市体育協会加盟団体数実績
5-3-3 競技力の向上	西海市体育協会加盟団体数	中間目標値 (H25)	26 団体	未加入の競技団体の加入促進(現未加入団体数＝ 3 団体)
5-3-3 競技力の向上	西海市体育協会加盟団体数	最終目標値 (H28)	28 団体	未加入の競技団体の加入促進(現未加入団体数＝ 3 団体)
5-3-3 競技力の向上	県民体育大会参加者数 (年間)	現況値 (H22)	269 人	県民体育大会参加者数実績(計15競技に出場)
5-3-3 競技力の向上	県民体育大会参加者数 (年間)	中間目標値 (H25)	280 人	市体育協会加盟団体数を増加し、左記人数の大会参加数を目指す。
5-3-3 競技力の向上	県民体育大会参加者数 (年間)	最終目標値 (H28)	300 人	市体育協会加盟団体数を増加し、左記人数の大会参加数を目指す。

【付属資料】 成果指標について

主 要 事 業	成 果 指 標 名	区 分	指 標 値 等	指 標 の 説 明
5-4-1 スポーツ施設の整備充実	体育施設整備計画に基づく施設整備進捗率	現況値 (H22)	0%	未策定
5-4-1 スポーツ施設の整備充実	体育施設整備計画に基づく施設整備進捗率	中間目標値 (H25)	25%	基本計画最終年度(H28)の達成率を100%とし、年度毎に進捗率を設定。 H25・・・25% H26・・・50% H27・・・75%
5-4-1 スポーツ施設の整備充実	体育施設整備計画に基づく施設整備進捗率	最終目標値 (H28)	100%	最終年度達成率
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ情報の提供	現況値 (H22)	12回	広報やウェブサイト等の情報手段により提供を行った実績数
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ情報の提供	中間目標値 (H25)	継続	上記事業の継続
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ情報の提供	最終目標値 (H28)	継続	上記事業の継続
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ関係者情報交換会開催回数 (年間)	現況値 (H22)	0回	未開催
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ関係者情報交換会開催回数 (年間)	中間目標値 (H25)	1回	市体育協会と連携し、左記目標値の開催を目指す。
5-4-2 スポーツの推進体制づくり	スポーツ関係者情報交換会開催回数 (年間)	最終目標値 (H28)	2回	市体育協会と連携し、左記目標値の開催を目指す。
5-4-3 国体の準備・開催	地域インストラクター育成	現況値 (H22)	2人	がんばらば体操地域インストラクターの設置人数
5-4-3 国体の準備・開催	地域インストラクター育成	中間目標値 (H25)	継続	上記人数の継続
5-4-3 国体の準備・開催	地域インストラクター育成	最終目標値 (H28)	継続	上記人数の継続
5-4-3 国体の準備・開催	体操教室開催回数 (年間)	現況値 (H22)	2回	市体育協会主催の体操教室の開催実績 H22. 10. 31開催 参加者数200名 H23. 1. 23開催 参加者数70名
5-4-3 国体の準備・開催	体操教室開催回数 (年間)	中間目標値 (H25)	6回	市体育協会及び市国体実行委員会主催による体操教室を定期的に開催することにより、競技の普及推進を図る。(隔月での開催)
5-4-3 国体の準備・開催	体操教室開催回数 (年間)	最終目標値 (H28)	26回	平成26年度の国体終了後は市の主催事業からクラブチームの教室設立を目指す。2週間に1度の開催を目標として計上。

参考資料編

— 参考資料目次 —

1. 西海市教育振興基本計画条例	1
2. 策定委員会への諮問	3
3. 策定委員名簿	4
4. 策定委員会の審議の経過	5
5. 教育の現状	
(1) 市に関する基本データ	
①西海市の人口構造の推移	6
②産業別就業人口	8
③教育施設の状況	9
(ア) 公民館	
(イ) 文化施設	
(ウ) スポーツ施設	
(2) 学校に関する基本データ	
①学校数	14
②児童生徒数の推移	14
③教職員数	15
④高等学校への進学先	16
(3) 教育財政に関する基本データ	
①本市の財政状況	17
②一般予算に占める教育費の割合	19
③教育予算の状況	20
(参考) 教育基本法	21～

西海市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 20 年 3 月 28 日

西海市条例第 24 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、西海市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 西海市立小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表
- (2) 西海市内社会教育及び社会体育関係団体の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係人の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 40 号）の規定により実費弁償を支給する。

(報酬等)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

諮 問 文

西海市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

次の事項について、諮問します。

西海市教育振興基本計画の改定について

平成23年7月26日

西海市教育委員会

委員長 寺 本 温

【 理 由 】

教育基本法第16条の規定により、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとされており、このため、本市では平成20年度において、「西海市教育方針」の改定と「西海市教育振興基本計画」の策定を行っている。

この教育振興基本計画は、「西海市総合計画」の教育分野の取り組みとして位置づけているが、社会情勢の変化や、計画の進捗状況などを的確に反映した計画とするため、西海市総合計画後期基本計画が本年度策定される予定となっている。

また、西海市教育振興基本計画策定委員会条例第2条には、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するとされている。

以上の規定に則り、下記事項についての調査審議をお願いしたい。

記

西海市教育振興基本計画の改定について

- ・重点政策を実現するための施策の検討
- ・主な取組と目標とする指標の検討

西海市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(注) 区分毎に五十音順、敬称略

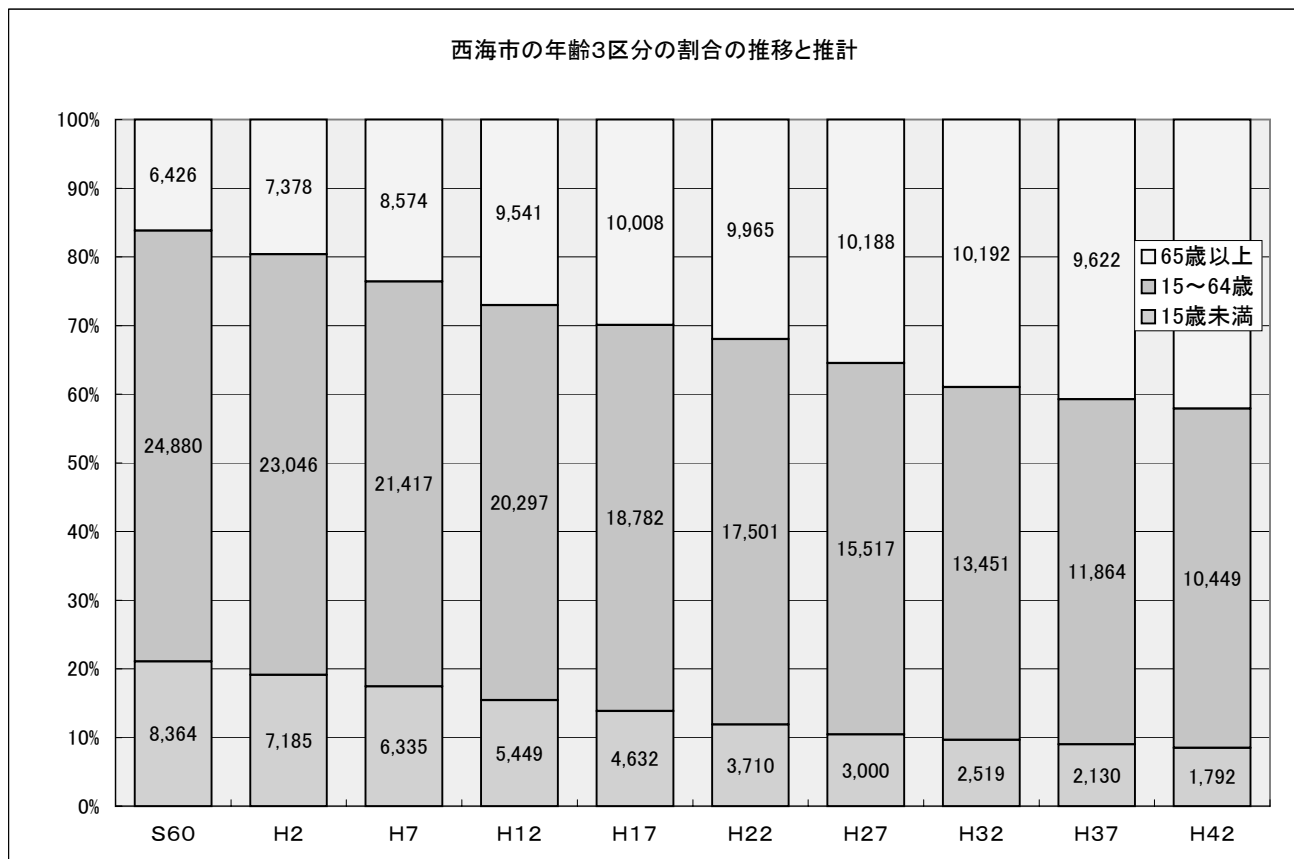
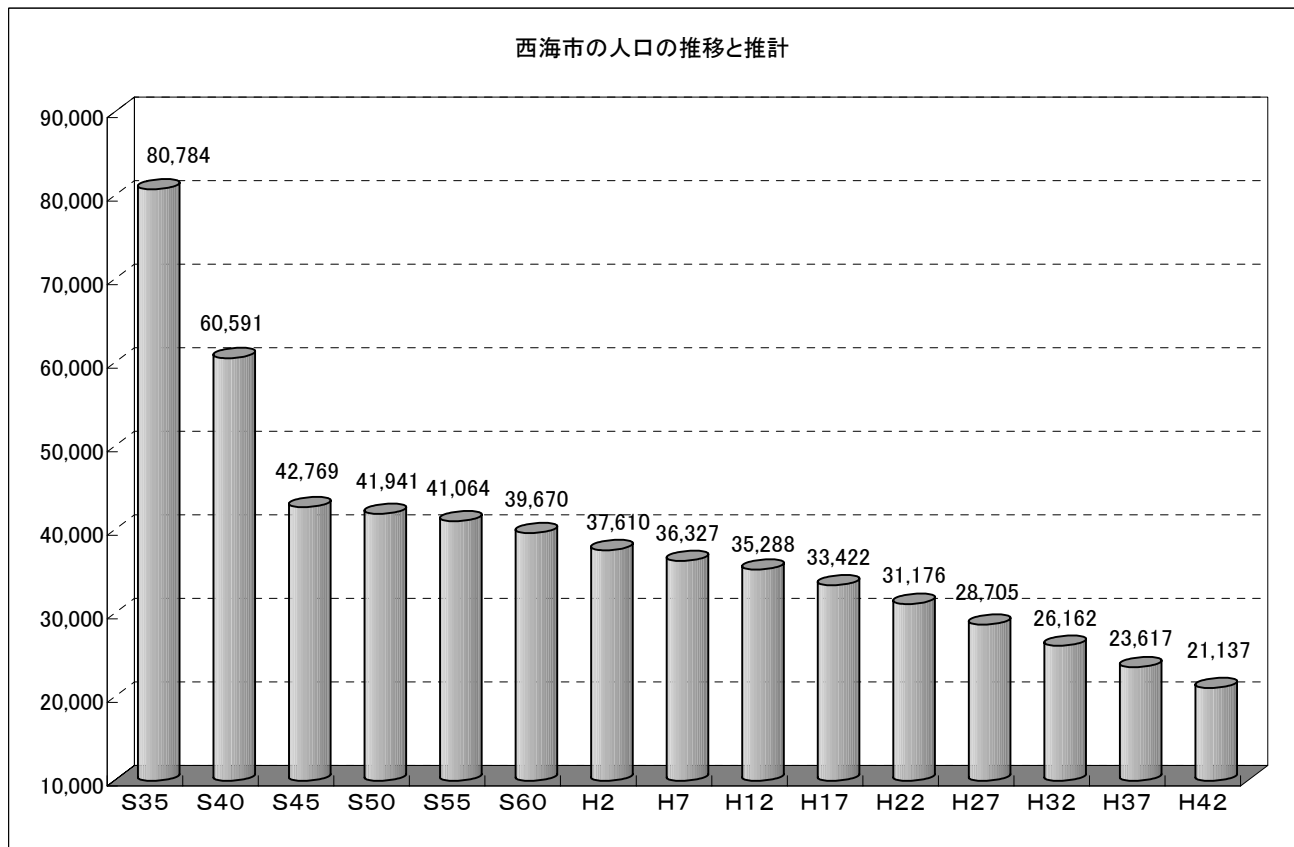
条例の区分	氏 名	役 職 名	摘 要
学校関係者	坂本 憲和	西海市立西海北小学校長	
	中富 洋幸	西海市立西彼中学校長	副委員長
社会教育関係者	川添 伸大	西海市 P T A 連合会 会長	
	宮津柳二郎	西海市社会教育委員会	
	岡 剛一郎	西海市文化協会	
学識経験者	橋川 文次	活水大学文学部教授	委員長
	久保山好明	長崎県教育センター	
	島内 徹郎	長崎県体育協会	
公募委員	小佐々泰亮		
	野口 守		

西海市教育振興基本計画策定委員会の審議経過

年 月	検 討 事 項	備 考
平成 23 年 4 月	※教育振興基本計画策定の準備等	事務局
6 月	※教育振興基本計画策定の準備等	事務局
7 月 26 日	・ 委員委嘱 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 委員会への諮問 ・ 西海市教育振興基本計画の概要説明	第 1 回
9 月 22 日	・ 西海市教育振興基本計画の概要説明 ・ 主要施策の検討	第 2 回
9 月～11 月	【休 会】※主要施策の策定（事務局）	
11 月 29 日	・ 主要施策の検討	第 3 回
12 月	【休 会】 ※西海市教育振興基本計画の検討（事務局）	
平成 24 年 1 月	【休 会】※教育関係団体等へ説明会を実施 ※パブリックコメントの実施	
2 月 14 日	・ 西海市教育振興基本計画答申案の決定	第 4 回
3 月 1 日	・ 西海市教育振興基本計画（素案）答申	

(1) 市に関する基本データ

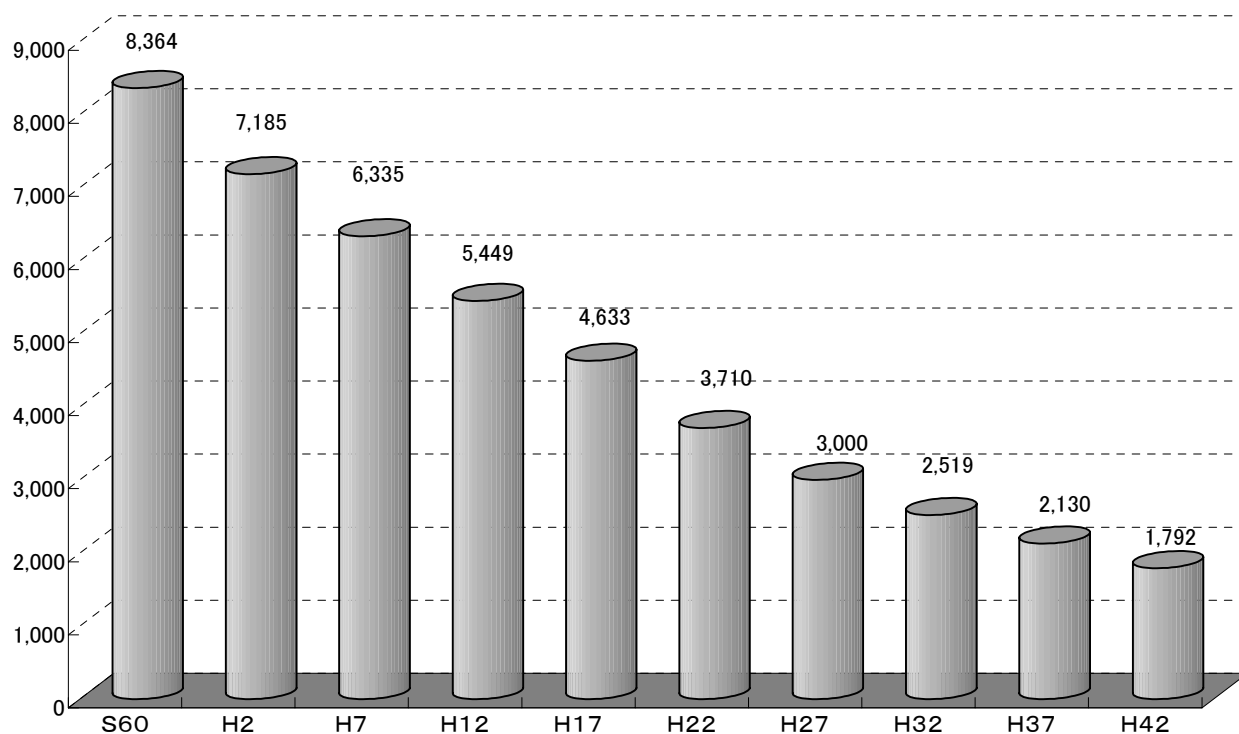
① 西海市の人口構造の推移



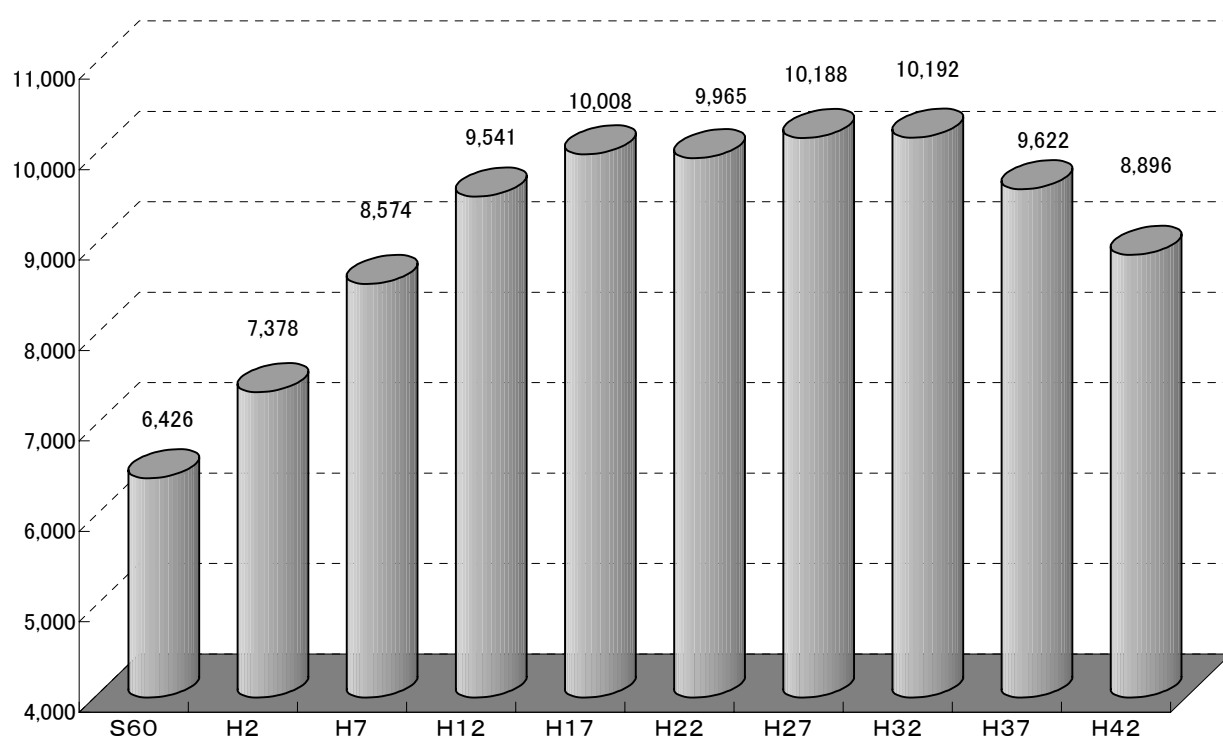
(1) 市に関する基本データ

① 西海市の人口構造の推移

《図3》西海市の年少人口の推移と推計

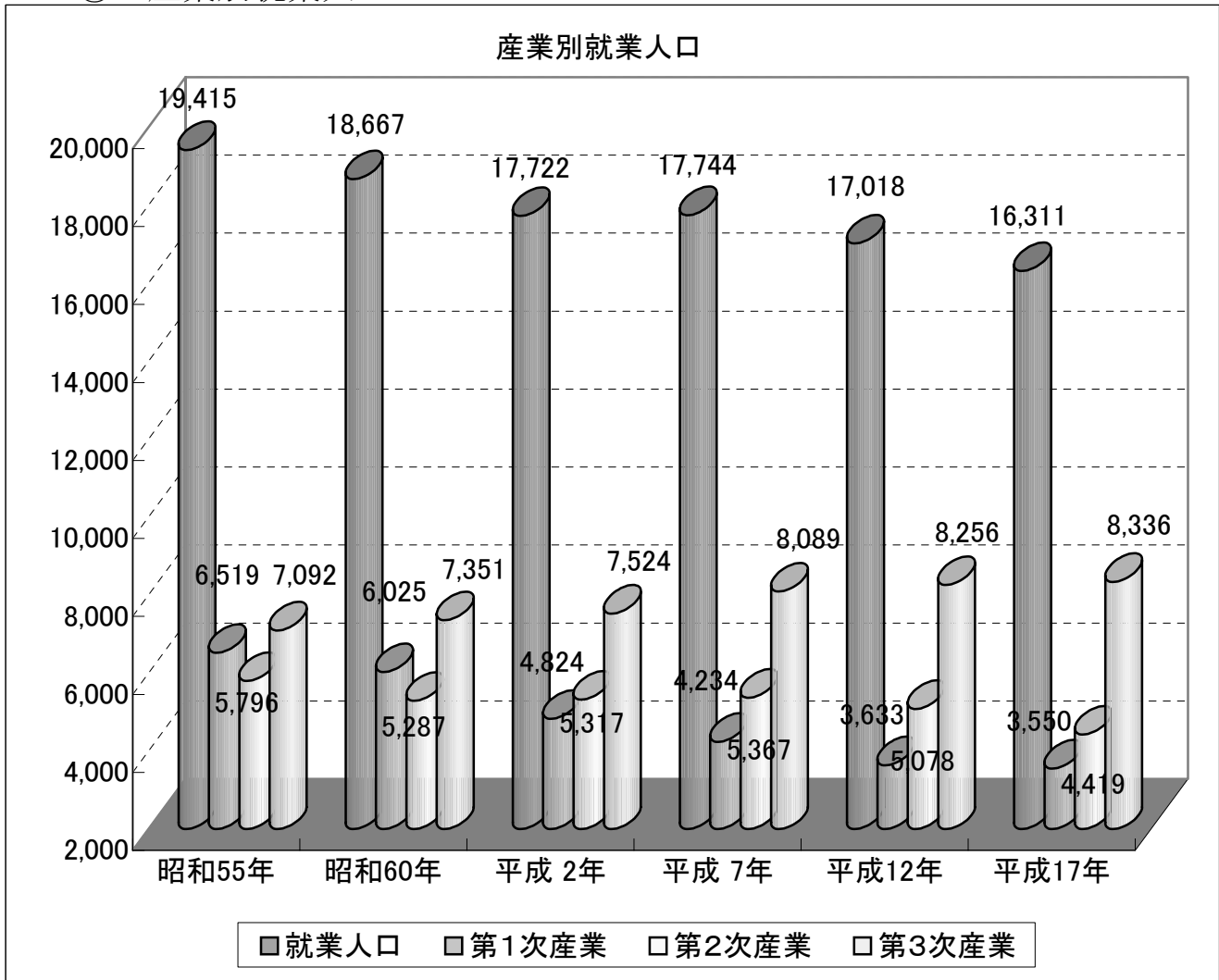


《図4》西海市の老齢人口の推移と推計



(1) 市に関する基本データ

② 産業別就業人口



調査年	人口	就業人口	就業率	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
					構成比		構成比		構成比
昭和55年	41,064	19,415	47.28%	6,519	33.6	5,796	29.9	7,092	36.5
昭和60年	39,670	18,667	47.06%	6,025	32.3	5,287	28.3	7,351	39.4
平成 2年	37,610	17,722	47.12%	4,824	27.3	5,317	30.1	7,524	42.6
平成 7年	36,327	17,744	48.85%	4,234	23.9	5,367	30.3	8,089	45.7
平成12年	35,288	17,018	48.23%	3,633	21.4	5,078	29.9	8,256	48.7
平成17年	33,422	16,311	48.80%	3,550	21.8	4,419	27.1	8,336	51.1

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況 (ア) 公民館 (イ) 文化施設

(平成23年4月1日現在)

区	分	施 設 名	建 設 年	建物面積	施 設 内 容	備 考
公 立 公 民 館	中央館	西彼教育文化センター	昭和59年	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		西海公民館	昭和50年	1,129㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		崎戸中央公民館	昭和55年	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	
	地区館	大串校区公民館	平成20年開設	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	西彼教育文化センターに併設
		崎戸校区公民館	平成20年開設	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	崎戸中央公民館に併設
		崎戸本郷公民館	昭和52年	481㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		江島公民館	昭和50年	316㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所江島出張所と併設
		平島公民館	昭和51年	338㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所平島出張所と併設
		多以良地区公民館	昭和59年	849㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		松島地区公民館	昭和54年	767㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		瀬戸地区公民館	不明	326㎡	日本間・ホール	
		雪浦地区公民館	昭和56年	788㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
文化財等保存公開施設	中浦ジュリアン記念公園	平成13年	1,100㎡	資料展示室・駐車場・トイレ		
	崎戸炭鉱記念公園	平成元年	8,198㎡	展望所・トイレ・駐車場		
	大瀬戸小田貝塚遺跡公園	平成14年	3,446㎡	猪垣・堀立柱建物跡・休憩所・駐車場・トイレ		
文 化 会 館	大島農村勤労福祉センター	昭和53年	626㎡	ホール・集会室・ステージ・小会議室・ギャラリー		
	大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室		
	大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室		
	大島文化ホール	平成6年	1,777㎡	楽屋・親子室		
公 立 図 書 館（ 室 ）	西彼図書館	昭和57年	163㎡	蔵書数:48,015冊		
	西海図書室			蔵書数:28,805冊	西海歴史民俗資料館内に設置	
	大島図書館	平成3年	677㎡	蔵書数:43,213冊		
	崎戸図書室			蔵書数:8,046冊	崎戸中央公民館内に設置	
	大瀬戸図書室			蔵書数:19,504冊	大瀬戸歴史民俗資料館内に設置	
博 物 館 相 当 施 設	西海歴史民俗資料館	平成3年	1,141㎡	展示室・保管庫・図書室	西海図書室を併設	
	崎戸歴史民俗資料館	平成元年	671㎡	展示室・会議室・井上光晴文学室		
	大瀬戸歴史民俗資料館	昭和57年	884㎡	展示室・保管庫・会議室・図書室	大瀬戸図書室を併設	
青 少 年 教 育 施 設	大瀬戸青少年研修所	昭和57年	240㎡	集会室・研修室		

西海市文化財指定状況一覧

(平成23年4月1日現在)

指 定 区 分	種 別	件 数
国	天 然 記 念 物	1
	史 跡	1
県	史 跡	4
	有 形 民 俗 文 化 財	1
	無 形 民 俗 文 化 財	1
市	天 然 記 念 物	7
	史 跡	14
	有 形 民 俗 文 化 財	3
	無 形 民 俗 文 化 財	4
	有 形 文 化 財	2
	合 計	38

(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

地区	施設名	開設年	敷地面積(㎡)	施設内容	夜間照明
西彼	八木原運動場	—	5,805	ソフトボール 1面	水銀灯 4基
	上岳運動場	—	7,117	ソフトボール 1面 ゲートボール 2面	無
	西彼中央運動場	—	13,891	ソフトボール 2面 野球 1面	水銀灯 7基
	西彼 多目的運動公園	平成8年	24,334	野球 1面 ソフトボール 2面 テニスコート 2面 ジョギングロード	水銀灯 8基
	西彼総合体育館	平成10年	第1アリーナ 1,387 ※フロア面積	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面	第1 72灯
			第2アリーナ 312 ※フロア面積	バレーボール 1面 バドミントン 1面 剣道 2面	第2 24灯
			武道場 522	柔道場 2面	武道場 50灯
			トレーニング室、リハビリ室 123		
西海	西海 スポーツガーデン	平成5年	テニスコート 1,895	テニスコート 2面 練習コート	水銀灯 6基
			ゲートボール場 2,010	屋根付ゲートボール場 2面	
			多目的運動場 18,128	ソフトボール 2面 軟式野球 1面 ラグビー 1面 サッカー 1面 陸上300mトラック	水銀灯 8基
			アスレチックス場 1,947		
			体験農園52区画 1,040		
			体育館 2,043 ※フロア面積	バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 6面	水銀灯 48灯
	西海北運動場	昭和54年	多目的運動場 19,015	陸上競技 野球 1面 ソフトボール 2面 サッカー 1面	水銀灯 5基
	太田和運動場	昭和58年	テニスコート 1,332 多目的運動場 14,244	テニスコート 2面 野球 1面 ソフトボール 2面	水銀灯 5基
	西海相撲場		ゲートボール場 700	ゲートボール 2面 相撲 1面	
大島	大島運動公園	昭和50年 (改)	運動場 8,550 ローンボール場 408	軟式野球 1面 ソフトボール 2面 ローンボール 1面	8基
	大島体育館	昭和34年 (設) 昭和58年 (改)	1,060 ※フロア面積	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	48基
	大島武道館	昭和59年	400	剣道場 1面 柔道場 1面	28基
	大島弓道場	昭和58年	750 射場の場 62.7 21.6	弓道 5立	有
	大島相撲場	昭和56年	49	相撲 1面	無
大島	大島プール	昭和58年	575	大プール 25m×15m 7コース 小プール 20m×10m	無
	大島西面体育館	昭和58年	505 ※フロア面積	バレーボール 1面 バスケットボール 1面	17基

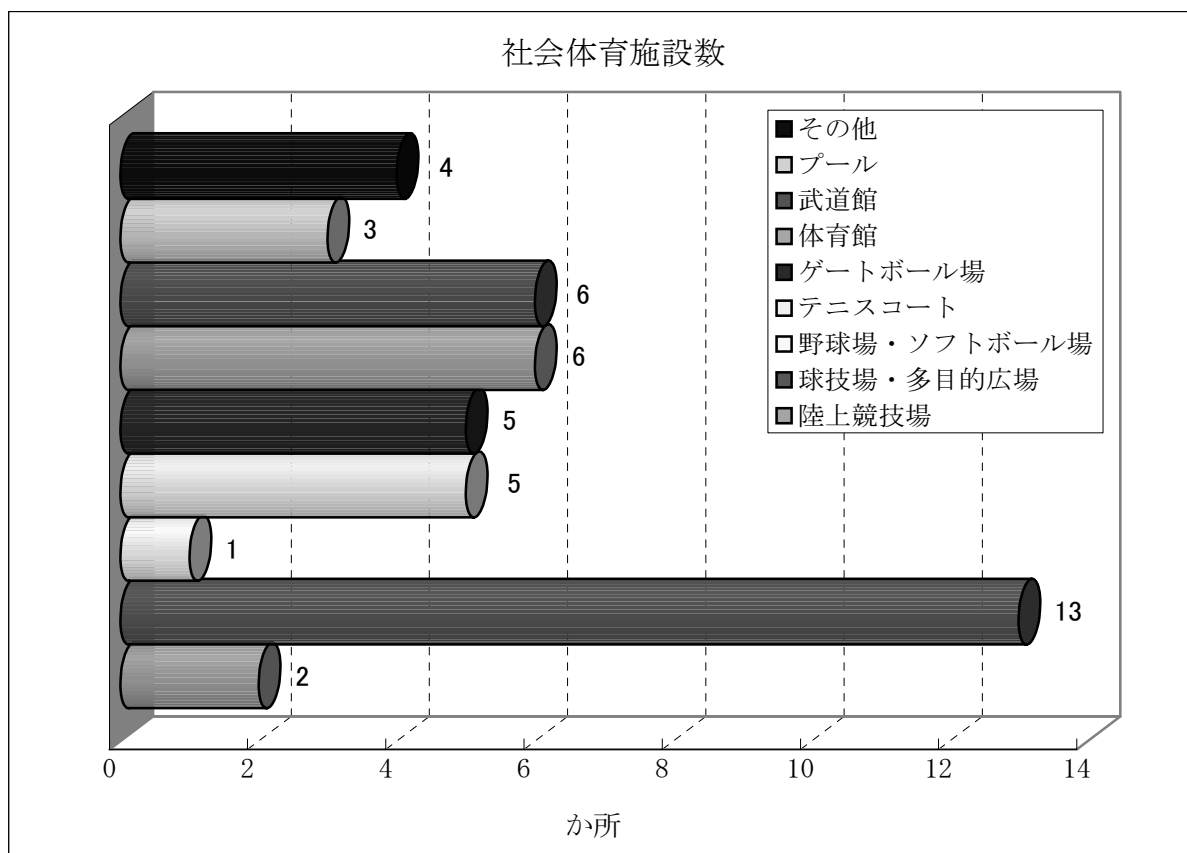
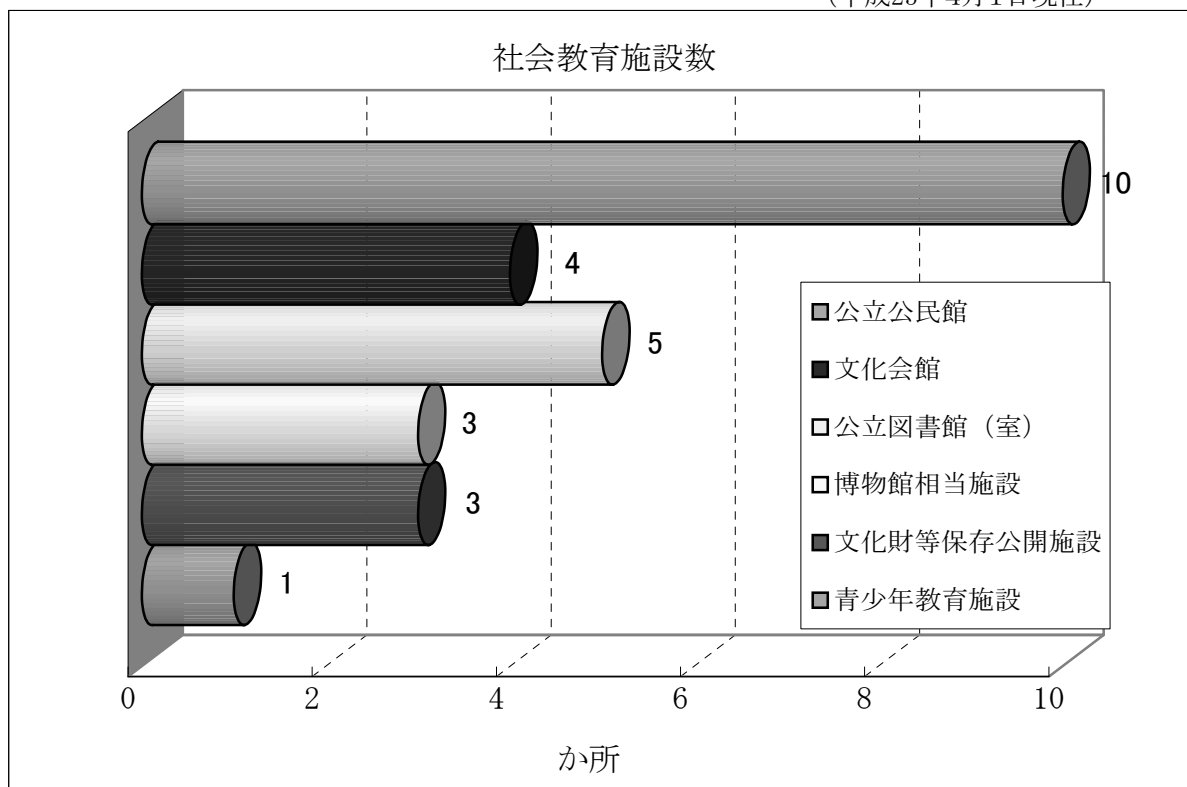
(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

地区	施設名	開設年	敷地面積(㎡)	施設内容	夜間照明
	大島若人の森 総合運動公園	昭和57 ～63年	野球場 11,427 運動広場 18,000 多目的広場 12,250	硬式野球 1面 陸上競技400mトラック ラグビー 1面 サッカー 1面 アメリカンフットボール 1面 ソフトボール 1面	4基
		平成6年	室内練習場 441	野球、ソフト、ウェイトトレーニング	有
崎戸	崎戸総合運動場	昭和54年	ソフトボール場 10,914 ゲートボール場 660 テニスコート 1,444 総面積 13018	ソフトボール 2面 ゲートボール 2面 テニスコート 2面	水銀灯 9基
	崎戸体育館	平成5年	鉄筋RC造 1,698 1階 1,302 2階 395	バドミントン 6面 バレーボール 2面 柔道・剣道 4面 ランニングデッキ1周140m トレーニングフロア	有
	崎戸温水プール	平成4年	鉄筋コンクリート造 1,899 1階 1,331 (プール、採暖室、 更衣室等) 2階(会議室) 411	大プール(25m×7コース) 小プール	有
大瀬戸	大瀬戸 総合運動公園	昭和60年	大体育室 1,750 (50m×35m)	バレー 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 10面	水銀灯 400W×4 48基 1500ルクス
			小体育館 306 (22m×13.5m)	バレーボール 1面 柔剣道、卓球	水銀灯 200W×12基
			トレーニング室 120	体力診断テスト、用具一式、 トレーニング器機15台	
			陸上競技場 (第4種公認) 400m×トラック アンツーカー 17,230	陸上競技 8コース	
			サブグラウンド 11,227	野球、ソフトボール、 サッカー 2面	水銀灯 1000W×64基
			テニスコート 4,816 アンツーカー	テニス 5面	
			弓道場「碧水館」 334.35	弓道 5立	有
			家族広場 3,578	アスレチック遊具 15基	無
	多以良運動場	昭和54年	6,500	多目的広場	水銀灯 1000W×35基
	雪浦運動場	昭和54年	7,014	多目的広場	水銀灯 1000W×35基

(1) 市に関する基本データ
③ 教育施設の状況

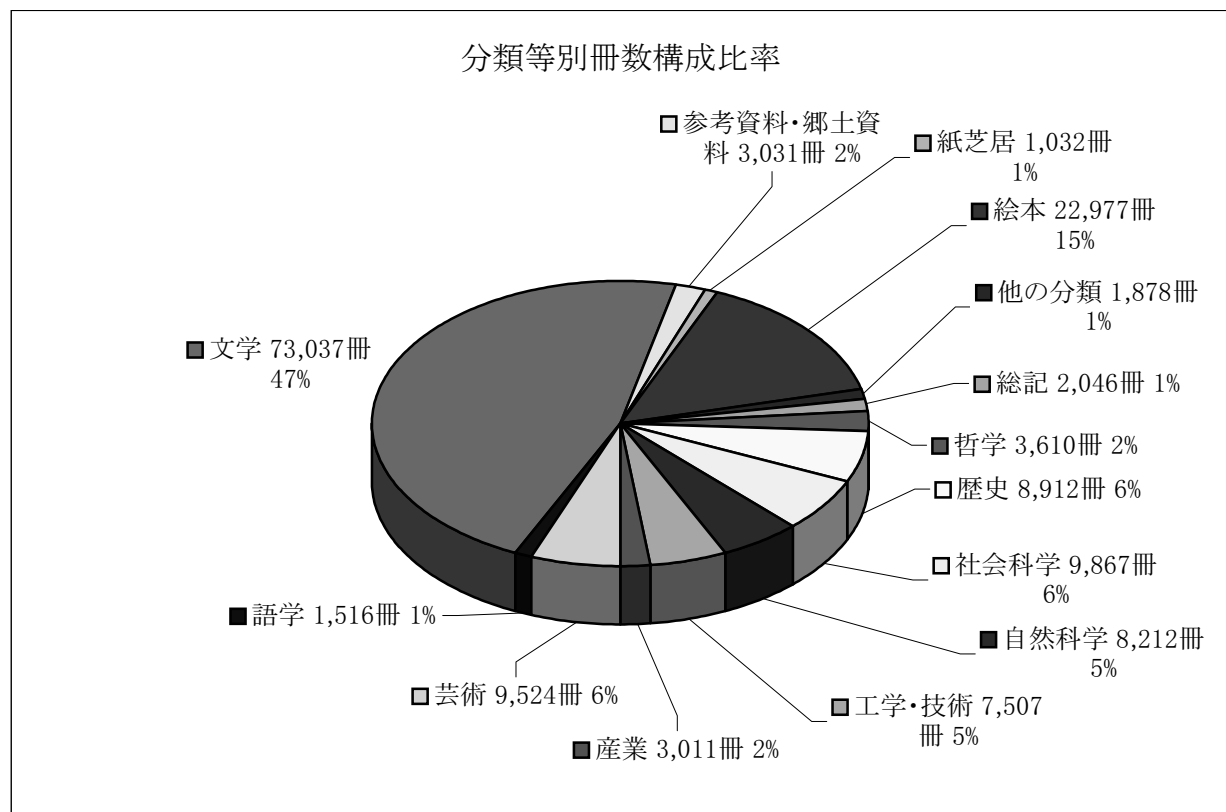
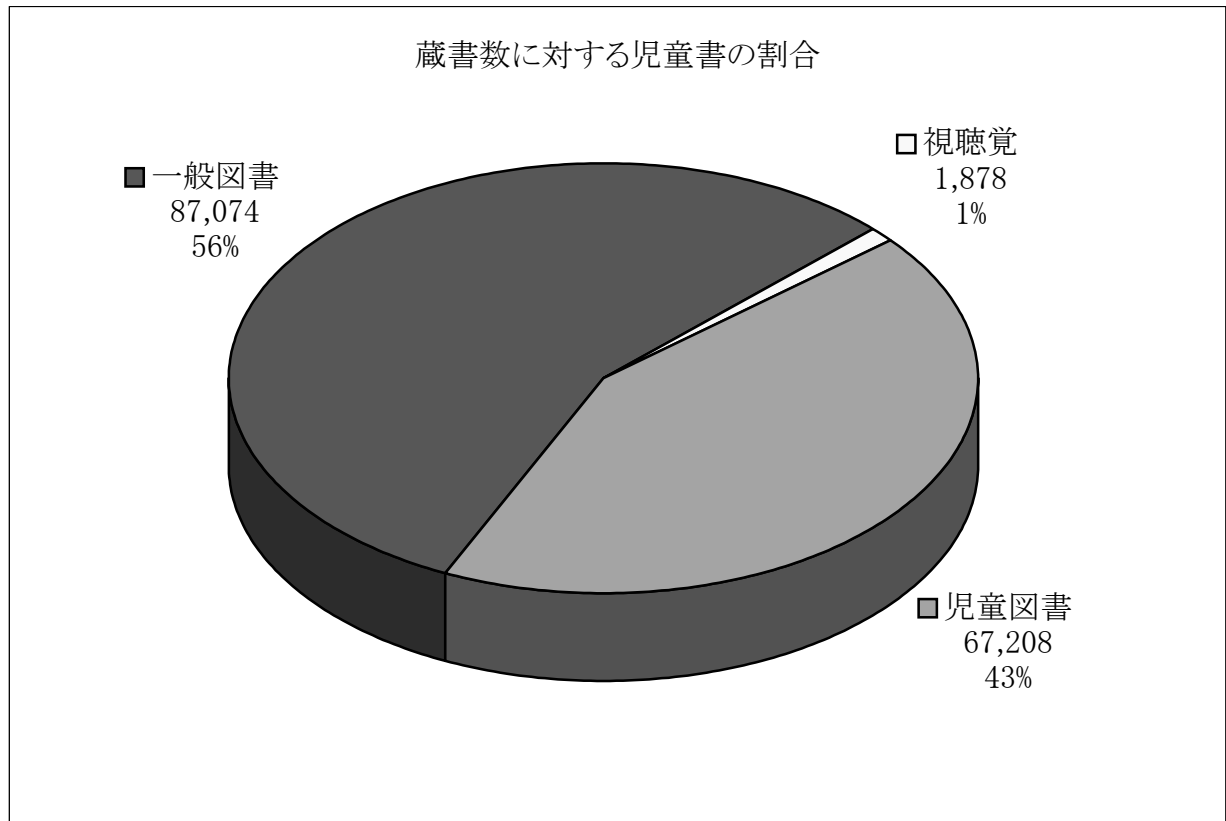
(平成23年4月1日現在)



(1) 市に関する基本データ

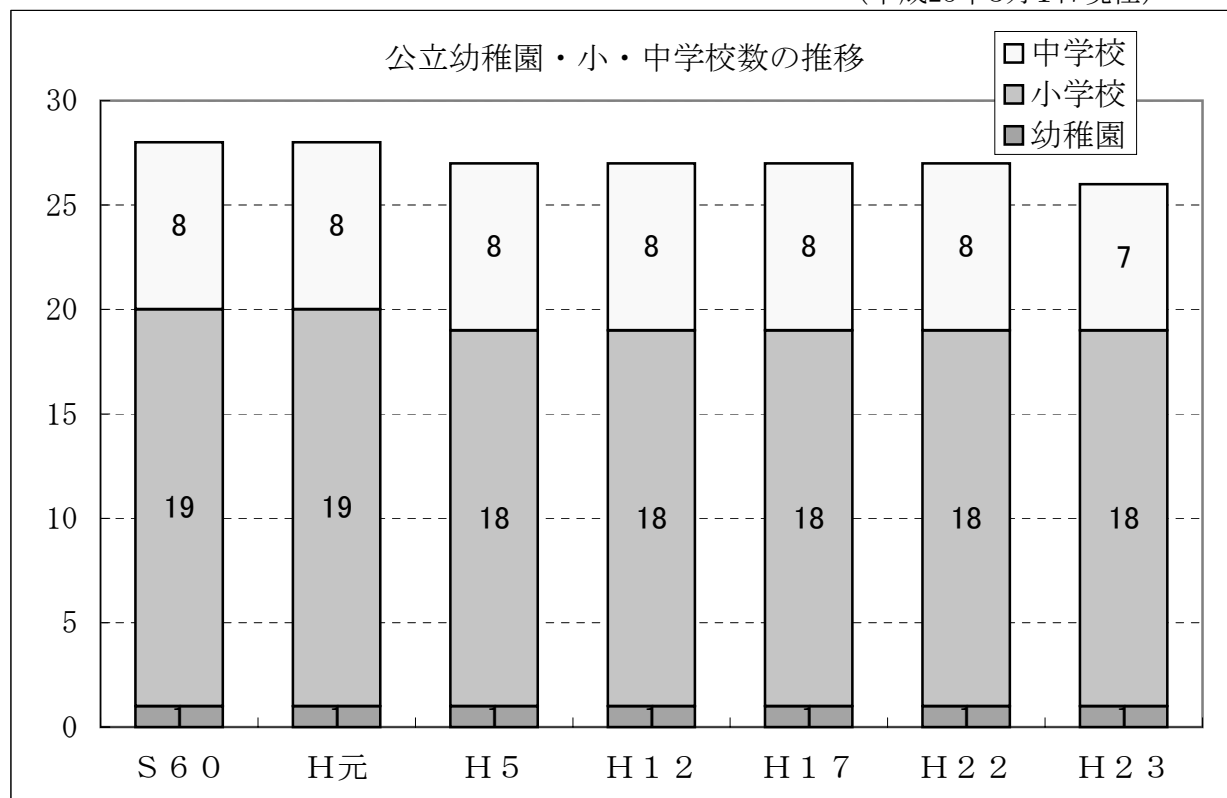
③ 教育施設の状況（西海市図書館（室）保有冊数状況）

（平成23年4月1日現在）

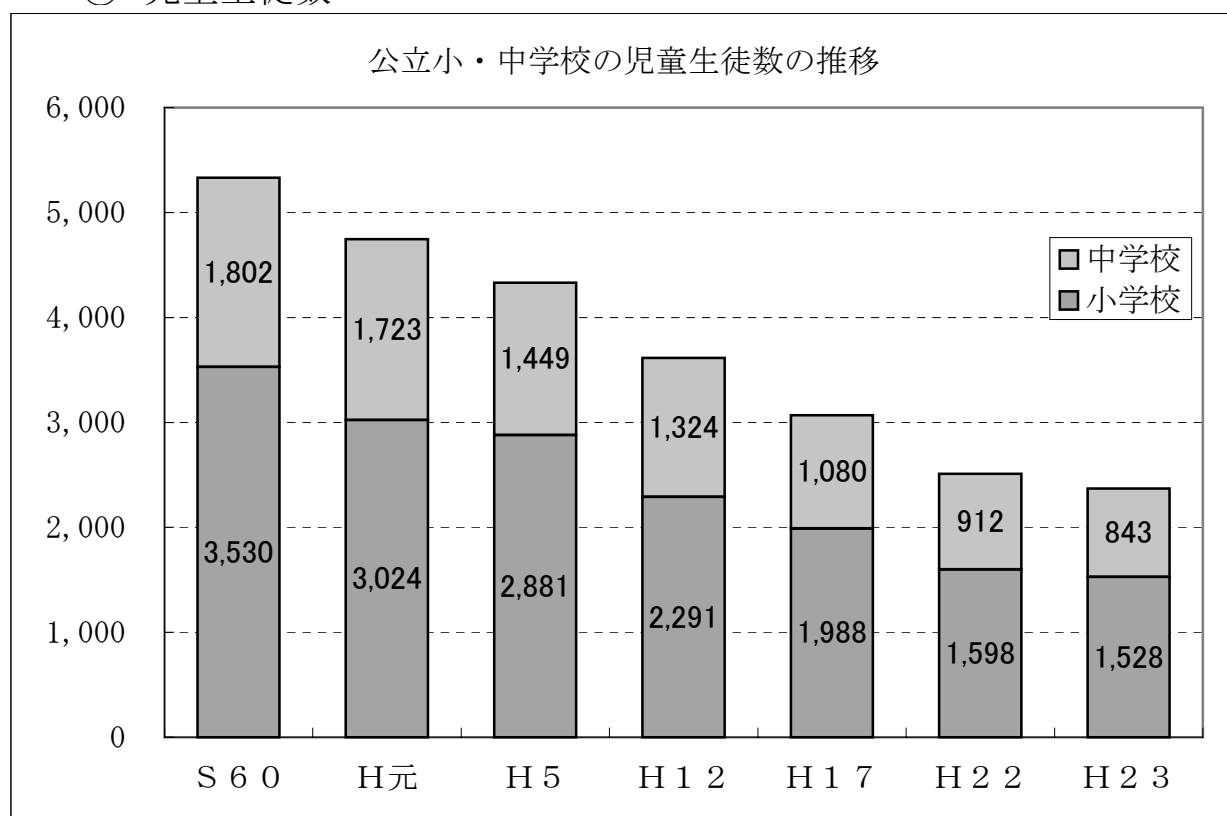


(2) 学校に関する基本データ
① 学校数

(平成23年5月1日現在)



② 児童生徒数



(2) 学校に関する基本データ
③教職員数（平成23年度）

※教員・養護教諭には、産休・海外派遣等含む（講師・養護助教諭含）

（平成23年5月1日現在）

		校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1	亀岳	1	1	13	1	1	17
2	白似田	1	1	9	1		12
3	大串	1	1	8	2		12
4	西彼北	1	1	10	1		13
5	西海東	1	1	14	1	1	18
6	西海北	1	1	8	1		11
7	西海西	1	1	7	1		10
8	西海南	1	1	9	1		12
9	大島西	1	1	7	1		10
10	大島東	1	1	13	1		16
11	崎戸	1	1	8	1		11
12	江島	1		2			3
13	平島	1		1	1		3
14	多以良	1	1	5	1		8
15	瀬戸	1	1	12	1	1	16
16	松島	1	1	4			6
17	雪浦	1	1	6	1		9
18	幸物		1	2			3
合計		17	16	138	16	3	190

		校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1	西彼	1	1	19	1		22
2	西海北	1	1	14	1		17
3	西海南	1	1	9	1		12
4	大島	1	1	12	2	1	17
5	崎戸	1	1	9	1		12
6	平島		1	5			6
7	大瀬戸	1	1	14	1		17
合計		6	7	82	7	1	103

小中学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養職員	合計
合 計	23	23	220	23	4	293

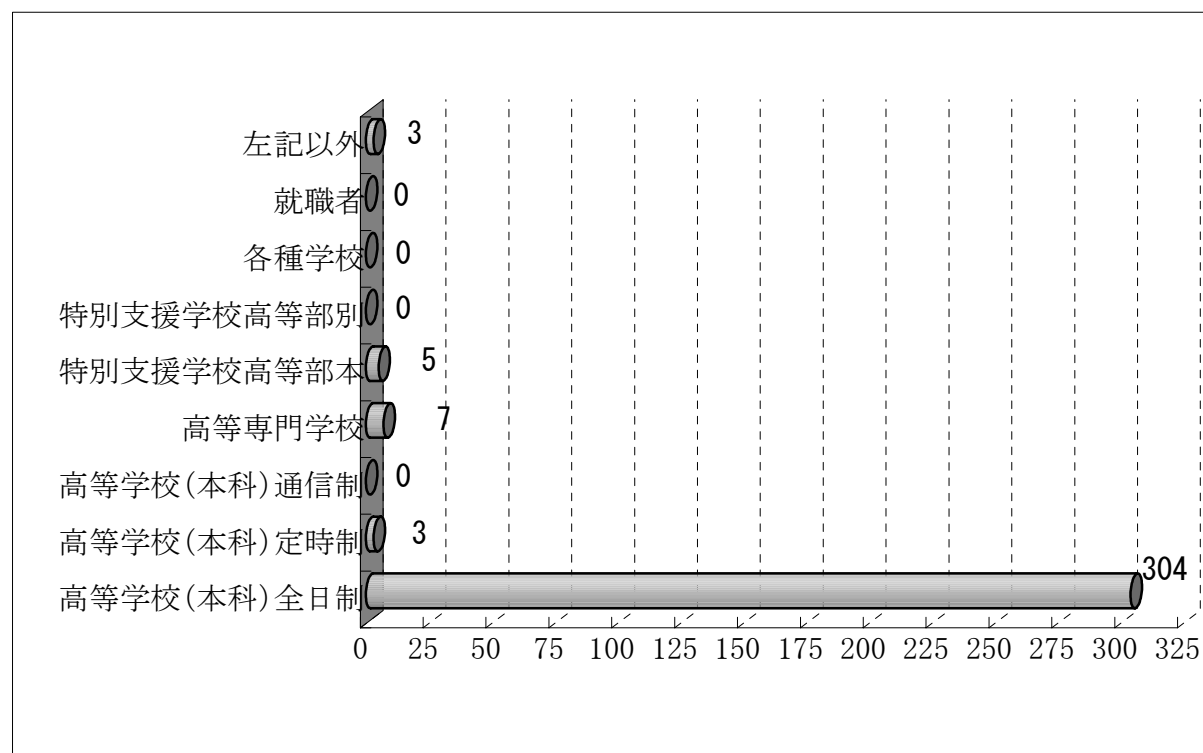
(2) 学校に関する基本データ

④高等学校への進学先

(平成23年3月末現在)

	高等学校等進学者						専門 学校等	就職者	左記 以外	計
	高等学校(本科)			高等専門 学校	特別支援 学校高等部		各種学校			
	全日制	定時制	通信制		本科	別科				
西 彼 中	86	1		3	3				1	94
西海北中	68			1					1	70
西海南中	36									36
大 島 中	35			1	1					37
崎 戸 中	12			1						13
江 島 中	1									1
平 島 中	2									2
大瀬戸中	64	2		1	1				1	69
総計	304	3	0	7	5	0	0	0	3	322

進学先数



(3) 教育財政に関する基本データ

①本市の財政状況

平成16年度から平成22年度までの決算状況

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 歳入総額	21,863,611	23,881,595	20,347,345	19,415,146	20,731,140	21,657,205	26,297,184
2 歳出総額	23,365,199	23,193,106	19,770,783	18,911,279	19,850,577	20,831,339	25,349,177
うち教育費		1,303,259	1,404,208	1,348,018	1,602,976	2,693,734	1,684,486
3 歳入歳出差引額	△ 1,501,588	688,489	576,562	503,867	880,563	825,866	948,007
4 翌年度へ繰り越すべき財源	0	70,664	39,412	22,948	504,982	260,560	343,034
5 実質収支	△ 1,501,588	617,825	537,150	480,919	375,581	565,306	604,973
実質収支比率	%	5.28	4.56	4.13	3.02	4.38	4.44
6 単年度収支	△ 2,082,041	617,825	△ 80,675	△ 56,231	△ 105,338	189,725	39,667
7 積立金	85,081	484,376	233,105	255,246	349,347	2,487	315,807
8 繰上償還金	170,354	0	251,860	12,028	308,967	856,744	1,289,229
9 積立金取り崩し額	747,000	0	0	9,522	0	0	0
10 実質単年度収支	△ 2,573,606	1,102,201	404,290	201,521	552,976	1,048,956	1,644,703

財 政 指 標 等								
11	基準財政需要額	—	9,212,694	9,287,997	9,106,357	9,308,855	9,367,175	9,619,286
12	基準財政収入額	—	3,082,934	3,228,927	3,159,511	2,987,157	3,243,438	3,174,427
13	基準財政規模	—	11,697,906	11,773,515	11,634,363	12,442,177	12,897,802	13,630,233
14	財政力指数	—	0.311	0.332	0.343	0.339	0.34	0.33
15	経常収支比率 %	—	95.0	95.2	96.3	91.3	94.3	88.2
16	公債費比率 %	—	17.7	18.6	17.0	15.7	14.1	11.5
	債務負担行為を含む公債費比率 %	—	20.6	19.3	19.6	16.2	14.6	12.0
17	起債制限比率 %	—	12.6	12.7	11.5	11.2	10.4	9.4
18	実質公債費比率 %	—	—	17.6	16.1	15.5	14.5	13.1
19	積立金現在高	—	5,427,879	5,967,673	6,490,019	7,740,410	7,787,285	9,808,290
	財政調整基金	—	1,004,921	1,238,026	1,483,750	1,833,097	1,835,584	2,151,391
	減債基金	—	1,288,229	1,543,630	1,532,363	1,536,746	1,544,107	1,878,853
	その他特定目的基金	—	3,134,729	3,186,017	3,473,906	4,370,567	4,407,594	5,778,046
20	地方債現在高	—	30,949,697	29,846,869	28,960,140	27,875,752	25,780,862	25,990,820
21	債務負担行為額	—	2,018,290	2,008,127	1,521,300	1,240,137	2,978,746	2,904,694

※平成16年度決算額は、旧西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の合算額です。

②一般会計に占める教育費の割合

平成16年度から平成22年度までの教育費決算状況とその割合

(単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
2 歳出総額	23,365,199	23,193,106	19,770,783	18,911,279	19,850,577	20,831,339	25,349,177
教育費	2,068,194	1,303,259	1,404,208	1,348,018	1,602,976	2,693,734	1,684,486
教育費の占める割合 %	8.85	5.62	7.10	7.13	8.08	12.93	6.65
内	297,497	246,380	204,444	207,255	207,786	396,003	204,135
小学校費	616,570	259,135	280,006	298,815	342,796	786,829	452,797
中学校費	226,482	155,039	183,340	194,560	447,903	803,650	274,002
幼稚園費	23,627	40,986	37,872	39,938	39,945	33,407	34,243
社会教育費	389,974	250,057	236,306	234,103	225,121	240,802	320,794
保健体育費	514,044	351,662	462,240	373,347	339,425	433,043	398,515

※平成16年度決算額は、旧西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の合算額です。

③教育予算の状況

平成23年度当初予算の科目別明細

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	うち一般財源
教育費		1,709,927	1,249,895
	教育総務費	225,740	202,829
	教育委員会費	1,847	1,847
	事務局費	187,515	175,821
	教職員住宅費	11,217	0
	外国青年招致費	25,161	25,161
	小学校費	340,392	268,949
	学校管理費	167,022	166,430
	教育振興費	109,716	99,487
	学校建設費	63,654	3,032
	中学校費	464,207	166,675
	学校管理費	74,350	73,658
	教育振興費	88,081	81,582
	学校建設費	301,776	11,435
	幼稚園費	37,929	26,746
	幼稚園費	37,929	26,746
	社会教育費	271,642	226,769
	社会教育総務費	128,986	125,120
	公民館費	45,643	33,003
	文化財保護費	16,147	10,689
	図書館費	42,767	24,119
	文化施設管理費	38,099	33,838
	保健体育費	370,017	357,927
	保健体育総務費	94,911	92,511
	体育施設費	96,375	86,685
	学校給食費	178,731	178,731

教育基本法

(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第 1 章 教育の目的及び理念（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 教育の実施に関する基本（第 5 条—第 15 条）

第 3 章 教育行政（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 法令の制定（第 18 条）

附則

第 1 章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- （1） 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- （2） 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- （3） 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- （4） 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- （5） 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重さ

れなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活

動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

